

令和5年色麻町議会定例会6月会議会議録（第1号）

令和5年6月13日（火曜日）午前10時00分開会

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

12番	福田弘君	1番	大内直子君
-----	------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	高橋正彦君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	山田栄男君
税務課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	浅野裕君
建設水道課長	高橋秀悦君

色麻保育所長兼清水保育 所長	今 野 稔 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	今 野 和 則 君
農業委員会事務局長	山 崎 長 寿 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	遠 藤 洋 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

会議に先立ち、議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。

本会議はクールビズ対応のため、6月会議中はノーネクタイ、上着の脱衣を許可いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年色麻町議会定例会を再開し、6月会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程並びに6月会議日程案は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

また、長より提案された会議事件は、報告が2か件、議案が第48号から第66号までの19か件、合わせて21か件であります。なお、定例月でもありますので、追加提案されることもあります。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、一般質問の通告者は、5番河野 諭議員ほか5名であります。なお、質問の要旨は総括表にして議員各位のお手元に配付しております。また、回答書を必要とする質問者に対しては、回答の要旨を配付いたしております。

次に、監査委員から令和5年2月分、3月分及び4月分の例月出納検査結果報告書並びに随時監査結果報告書が議長宛てに提出されてまいりましたので、その写しを議員各位のお手元に配付いたしております。

次に、委員会活動であります。総務教育常任委員会並びに産業民生常任委員会から、それぞれ所管事務調査報告書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを議員各位のお手元に配付しております。このことについて、後ほど委員長から報告をいただくこととしております。なお、所管事務調査は委員会に与えられた固有の権限でありますから、調査で得られた知識を今後の議会活動に大いに活用されるよう、議長としてお願いをいたします。

次に、陳情書の受理について申し上げます。

3月会議以降、陳情書2か件を受理しております。その写しを議員各位のお手元に配付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

内容は、陳情第2号国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書。陳情第3号全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情、以上の2か件であります。

なお、この陳情書については、紹介議員もありませんので配付にとどめておきますが、議員各位におかれましては、内容を十分御検討いただき、趣旨に賛同の場合は意見書等を発議して、所定の賛成者とともに6月会議中に議会に提出されるよう議長としてお願いをいたしておきます。

次に、定例会3月会議以降の議長会並びに議会関係の主な行事等は、一覧表にして議員各位のお手元に配付したとおりであります。

県北地方町議会議長会について申し上げます。

令和5年度定期総会が4月27日に松島町で開催され、令和5年度事業計画、予算などについて協議がなされ、いずれも原案のとおり承認されました。また、令和5年度第1回県北地方町議会議長会役員会・事務局長合同会議が5月25日に仙台市の自治会館で開催され、今年度の研修内容について協議を行いました。

次に、同じく5月25日、宮城県町村議会議長会臨時総会が自治会館で開催され、令和

4年度の決算、令和5年度の補正予算などについて協議がなされ、いずれも原案のとおり承認されました。

次に、全国町村議会議長会主催による令和5年度町村議会議長・副議長研修会が5月23日、東京都の国際フォーラムで開催され、福田弘副議長と私が参加いたしました。研修内容については、町村議会の課題と展望、町村のデジタル化やハラスメントなど、多岐にわたる研修であり、今後の議会活動に生かしていきたいと考えております。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社色麻町産業開発公社第29回株主総会資料が提出されてまいりましたので、議員各位のお手元に配付しております。

次に、一部事務組合議会関係の御報告をいたします。

色麻町外1市1カ村花川ダム管理組合議会第1回定例会が3月30日に招集されました。

また、大崎地域広域行政事務組合議会第1回定例会が3月24日に、第2回臨時会が6月9日に招集されました。

また、加美郡保健医療福祉行政事務組合議会第1回臨時会が4月25日に招集されました。それぞれの組合議会に提出された議案はいずれも原案可決であります。なお、詳細につきましては、議会事務局で議案書を保存しており、常時閲覧できますので、写しの配付等は省略させていただきます。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

次に、町長から行政報告の発言を求められておりますので、発言を許可いたします。御登壇の上、報告を願います。町長。

〔町長 早坂利悦君 登壇〕

○町長（早坂利悦君） 議場の皆さん、改めておはようございます。

本日ここに、令和5年町議会定例会6月会議が開会されるに当たり、行政報告として町政運営の一端を述べるとともに、令和5年度一般会計補正予算案及び特別会計補正予算案をはじめ、提出案件の概要を御説明を申し上げます。

初めに、春の叙勲を受章されました元陸上自衛隊3等陸尉の佐藤清喜様、志津地区でありますけれども、衷心より御祝いを申し上げます。佐藤清喜様は、昭和55年3月から平成27年11月に退官されるまで35年の長きにわたり、自衛官として危険性の高い業務に従事し、国民の安全と国土の保全・防衛のために尽力された功績により、瑞宝単光章を受章されました。栄えある叙勲を受章されました佐藤様には町民を代表し、心から御祝いを申し上げますとともに、今後とも町勢発展のため御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行

となり、季節性インフルエンザと同等の扱いとなりました。5類への移行に伴い、行政による外出制限・就業規制はなくなり、個人が主体的に判断することになりますが、引き続き換気や手洗いなど、基本的な感染症対策の徹底をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種については、国の指示に基づき、県や加美郡医師会と連携しながら、春開始接種として郡内9つの医療機関で65歳以上の方、64歳以下で基礎疾患を有する方、高齢者施設等に勤務している方を対象として、5月22日から実施をしております。5月31日まで1,196名の方が予約をされ、6月5日現在で367名の方が接種を終えております。新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度までは多くの行事の中止を余儀なくされておりましたが、本年度は5月にシャクヤク祭りを開催しており、今後は7月23日のかっぱのふるさと祭り、9月3日の町民大運動会、9月16日の敬老会など、開催に向けて準備を進めております。

次に、交通安全・消防関係について申し上げます。

今年も春の交通安全県民総ぐるみ運動を5月11日から20日までの10日間にわたり実施をいたしました。運動期間中は、四釜交差点での人垣作戦をはじめ啓発活動を行い、交通安全の意識高揚を図りました。本町では平成28年1月15日に発生した交通死亡事故以来、本年6月7日現在、死亡事故ゼロが2,700日となりました。今後も交通安全母の会をはじめ、各関係機関と連携をし、交通安全の推進に努めてまいります。

消防関係については、火災や自然災害から町民の生命・身体・財産を守るため、昼夜を問わず活動している消防団の活躍もあって、今年町内での火災は発生しておりません。このような中、町消防団消防演習を5月28日に開催をし、4年ぶりにポンプ操法や実地放水の訓練を実施しました。当日は中山町議会議長をはじめ、多くの御来賓の皆様にご臨席を賜りました。時折、霧雨混じりの曇り空のもとでありましたが、団員諸氏は規律正しく、威風堂々と、そして機敏に訓練を展開され、大変心強く感じたところでもあります。今後も婦人防火クラブをはじめとする各関係機関と連携をし、防火思想の高揚に努めてまいります。

次に、大原工業団地第2工区の賃貸借契約の締結について申し上げます。

現在、宮城県内において、仙台市宮城野区の仙台港を拠点に事業を展開しておりますホンダグループ物流大手、株式会社ホンダロジスティクスから、去る5月30日に大原工業団地第2工区の土地を借り受けたいとの申請がありました。

株式会社ホンダロジスティクスは、本田技研工業株式会社の100%出資会社として設立をされ、ホンダグループ物流部門の中核を担っている企業であります。

今回、申請に至った経緯についてお伺いしたところ、自動車部品の供給不足等により、商品車両等の納期の遅延が影響したことで、物流プロセスにおいても歪みが生じ、現拠点である仙台港の車両保管場所の保管可能台数を超える車両をこの時期に受け入れる必要が生じたことによるものと説明を受けました。

本町としましては、現時点において第2工区の売却に係る交渉中の企業がないこと、また、今回の件をきっかけとした新たな拠点整備の可能性等を考慮し、6月1日付で

株式会社ホンダロジスティクスと第2工区の土地の一部を貸し付ける賃貸借契約を締結をいたしました。貸付面積は、第2工区の2.1ヘクタールのうち1.4ヘクタール、貸付期間は、6月1日から9月30日までの4か月間です。

大原工業団地への企業誘致については、あらゆる機会を捉えて誘致活動を行い、企業側の進出する判断に必要な情報の提供を迅速に行い、スピード感のある誘致活動を行ってまいります。

次に、マイナンバーカードについて申し上げます。

5月31日時点での本町における申請件数は5,571件、申請率85.4%で、宮城県内の平均申請率が85.7%ですので、本町は県内平均と同程度の水準となっております。国では、ほぼ全ての国民に対しマイナンバーカードの普及を目指していることから、町では毎月第2・第4水曜日の夜間窓口開設を継続してまいります。

次に、子育て応援給付金給付事業について申し上げます。

物価高騰等で子育て世帯の経済的負担が大きいことを踏まえ、町独自の支援策として子育て応援給付金給付事業を実施いたします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、18歳以下の子供を持つ世帯に対して、子供1人当たり1万円を支給することとし、本会議に係る予算を提案しております。

次に、大崎地域広域行政事務組合における一般廃棄物の焼却灰の最終処分場候補地の選定について申し上げます。

現在、稼働中の大崎市にある最終処分場「大日向クリーンパーク」は、令和12年4月に埋め立て完了となる見込みであることから、新たな最終処分場の建設に向けた協議がなされ、構成する全ての市町から建設用地として1か所以上の候補地を選定することや、今後の最終処分場の建設に当たっては、輪番で設置していくことが決定しております。

本町においては、袋地区指浪地内を候補地とし、地権者と地区住民を対象にそれぞれ説明会を実施し、御理解と御了解をいただきました。さらに、処分場に対する理解を深めていただくため、地権者の皆様と地元行政区長が、秋田県大仙市にある施設の先進地視察を行っております。また、議員各位には全員協議会で説明を行い、町民の皆様に対しては、広報しかま4月号でお知らせをしたところであります。なお、候補地選定の回答については、令和5年5月末が期限となっていたために、5月24日付けで回答を提出しております。今後、大崎地域広域行政事務組合において、様々な観点からスクリーニングが行われ、令和6年当初頃には新しい最終処分場の建設用地が決定されることとなります。

次に、認定こども園整備事業について申し上げます。

令和6年4月開園予定の認定こども園「わくわくゆめの樹こども園」の園舎建築工事ですが、設置運営事業者である社会福祉法人みらいから、セルコホーム株式会社と工事契約を締結した旨の報告がありました。工期は、3月1日から令和6年1月31日までを予定しており、4月6日に建設地である色麻幼稚園園庭で地鎮祭が行われました。式典には町議会を代表し、中山議長、福田副議長にも御臨席を賜り、園運営を行う社会福祉

法人みらい、設計業者、施工業者、町など、関係者約50名参列のもと、工事の安全を祈願いたしたところであります。今後も法人と協議を重ねながら、開園に向け準備を進めてまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

今年度における生産調整への取組については、農家の皆様から提出されました生産調整実施計画の5月29日現在の集計で、主食用米の生産の目安面積1,286ヘクタールに対し、作付計画面積は1,217ヘクタールとなり、目安より69ヘクタール下回っている状況となっております。

転作作物別では、面積の多い順に、飼料用米が394.1ヘクタール、飼料作物が290.4ヘクタール、大豆は247.4ヘクタールとなっており、これら3作物で全体の76.4%を占めております。

前年度の実績と比較しますと、飼料用米が19.3ヘクタールの増、飼料作物が0.8ヘクタールの増、大豆は8.1ヘクタールの減となっております。今後も関係機関と連携を図りながら、需要に応じた生産の促進と、水田農業全体としての所得向上等により農業経営の安定を図るための対策を推進してまいります。

次に、有害鳥獣対策ですが、今年度の侵入防止柵設置事業等の財源である鳥獣被害防止総合支援事業交付金について、県に対し939万1,000円を要求しておりましたが、先般内示があり920万4,000円、交付率98%の配分となりました。

今年度事業の主なものは、道命地区において約2.5キロメートルのワイヤーメッシュ柵を設置する計画であります。今後も町内の被害状況等を把握するとともに、地域の方々と調整を図りながら、有害鳥獣対策の推進に取り組んでまいります。

次に、地域おこし協力隊の活動状況ですが、農業支援員は、南山果樹園でのリンゴ栽培を中心とした活動や、稲作農家の手伝いを通して、農業技術向上に日々取り組んでおります。

また、鳥獣対策支援員は、鳥獣捕獲の許認可事務及び捕獲活動を行っており、加美農業高等学校の生徒を対象とした有害鳥獣対策に関する講師も勤めております。

2年目となる今年度は、地域おこし協力隊としての任期を終えた後について、具体的な方向性を決めていかなければなりません。町としては自立に向け、そして、全員が色麻町に残って活動できるよう支援していきたいと考えております。

また、今年度は新たに農業支援員1人が着任し、活動の拠点となる株式会社スマートアグリ庄子で、ネギの栽培や稲作を中心に農業を一から学んでおります。辞令の交付式では、「一人前の農業者になり、色麻町の農業発展に貢献したい。」という心強い決意と抱負を語っていただきました。隊員が円滑に活動が行えるように、引き続き支援をしてまいります。

次に、商工関係について申し上げます。

コロナ禍により影響を受けた地元事業者や、町内各世帯の家計を支援し、地域経済の振興を図るため、町内で使用できる1万円分の商品券を全世帯に配付する色麻町地元支

援商品券事業を昨年度に引き続き実施するため、本会議に関係予算を提案しております。

次に、シャクヤク祭りについて申し上げます。

4年ぶりに開催しましたシャクヤク祭りは、5月23日から31日までの9日間で約1万9,000人の方々に御来場いただきました。祭り期間中は、ふるさと物産祭りを合わせて開催し、野菜や加工品などの販売を行いました。また、28日の日曜日には、加美商工会色麻支部が主体となったシャクヤクライブが行われ、祭りを盛り上げていただきました。改めて関係者の皆様に感謝を申し上げます。

次に、色麻町産業開発公社の経営状況であります。5月31日付けで第29回株主総会資料の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告したところであります。

色麻町産業開発公社に対しては、エゴマの買取り資金不足により3月会議において、エゴマ買取り分の補助金の補正予算を御可決いただき、交付したところであります。現在、エゴマの買取り業者と出荷に向けた調整を行っていると同っております。町としては、事業経営の効率化や、営業活動などにも積極的に関わり、経営の立て直しを支援してまいります。

次に、米軍の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施について申し上げます。

5月25日から6月3日までの予定とされておりました沖縄駐留米軍による実弾射撃訓練は、事件・事故等もなく6月1日に無事終了し、6月11日に撤収を完了いたしました。今後も宮城県及び地元3町村が連携を図り、安全対策や随時的確な情報提供を求めながら、町民皆様の安全確保を図るため対応をしてまいります。

次に、建設事業について申し上げます。

今年度の建設事業の進捗状況は、お手元に配付したとおりであります。なお、今後発注予定の工事については、早期発注に向けて現在準備を進めております。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道事業につきましては、適切な施設管理に努めているところであります。なお、今後発注予定の工事については、早期発注に向けて準備を進めております。

次に、水道事業について申し上げます。

町内各水道施設の供給状況は安定しております。また、今年度予定の各工事については、早期発注に向けて準備を進めておるところであります。今後、不測の事態発生による断水等で御不便をおかけすることもあるかと思っておりますけれども、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、教育行政について申し上げます。

4月10日に義務教育学校色麻町立色麻学園の開校式を行いました。当日は、私が色麻学園の開校宣言を行い、菅原校長に新しい公印を授与しました。

4月18日には第1回色麻町学校運営協議会を開催し、委員へ任命書を交付、協議会概要の説明、会長、副会長の選出等を行いました。また、菅原校長から令和5年度色麻学園学校運営・学校経営方針について説明があり、協議会の承認を受けました。

今後は、9月下旬にみやぎコミュニティスクールアドバイザーの今泉良正氏をお招きをし、学校運営協議会委員、色麻学園教職員等を対象としました研修会を実施いたします。委員の役割をはじめ、具体的なお話をいただき、制度等への理解を深めることで、地域とともにある学校づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、色麻学園大運動会ですが、5月13日、4年ぶりに入場制限のない運動会を屋外運動場において盛大に開催いたしました。当日は好天に恵まれ、御来賓・御父兄皆様の応援により、児童・生徒の笑顔輝く思い出に残る運動会となりました。

次に、6月3日に開催されました加美郡中学校総合体育大会であります。色麻学園の成績は、バスケットボール女子と、ソフトテニス男女が団体の部で優勝の栄冠に輝きました。

また、個人の部では、ソフトテニス男女、卓球男子、柔道女子が優勝をいたしました。色麻学園の生徒たちの活躍を讃えるとともに、これまで支えてこられました保護者の皆様をはじめ、御指導いただいた皆様や先生方に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

次に、色麻幼稚園では、認定こども園建築工事のため、園庭に安全対策のバリケードが設置されておりますが、遊戯室などを活用し、楽しく心豊かな園生活を過ごしていると報告を受けております。色麻の恵まれた自然の中で友達と仲良く触れ合い、元気で心豊かな子供に育つよう、今後とも質の高い幼児教育の充実に努めてまいります。

次に、学校給食センターでは、食材の物価高騰により、令和5年度の給食費を値上げをしましたが、値上げ分を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で賄い、保護者の経済的負担を軽減するために、関係予算を本会議に提案をしております。

次に、社会教育事業について申し上げます。

町民の交流拠点施設であります農村環境改善センターでは、生涯学習活動や、文化活動に取り組む人たちの笑顔があふれ、賑やかな声が響き渡り、コロナ禍以前の活気が戻りつつあります。4月からは豊齢者学級をはじめ、パークゴルフ大会等の屋外スポーツ活動や、町民大運動会実施に向けた実行委員会を立ち上げるなど、様々な活動を始動しております。生涯学習は、一人一人の心の中に彩りと潤いを運ぶ爽やかな風となって、真の生きがいつくりにつながるものであります。今後も子供から高齢者まで、ライフステージに応じた生涯学習の推進に引き続き努めてまいります。

最後に、今回提案する議案について申し上げます。

繰越計算書の報告が2件、監査委員の選任が1件、教育委員会委員の任命が1件、農業委員会委員の任命が12件、条例の廃止が1件、条例の改正が2件、令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算に係る議案が2件、合計21件であります。

以上、町政の一端を述べるとともに、提出議案の概要を申し上げましたが、各議案の提案理由や内容については、御審議をいただく際に改めて御説明を申し上げます。慎重なる御審議を賜って御可決くださいますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、町長の行政報告並びに提出議案の概要説明を終わります。

次に、総務教育常任委員会並びに産業民生常任委員会の所管事務調査についての報

告をそれぞれいただきます。

初めに、総務教育常任委員会今野公勇委員長、御登壇の上、御報告願います。今野公勇委員長。

〔総務教育常任委員長 今野公勇君 登壇〕

○総務教育常任委員長（今野公勇君） 所管事務調査報告を行います。

総務教育常任委員長今野公勇。

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記。

1、調査期日。

令和5年4月21日、金曜日、午前10時から午後3時。

2、調査事項。

（1）総務課。①色麻町公共施設等総合管理計画。

（2）社会教育課。①第3次色麻町スポーツ推進計画。②色麻町結婚支援事業。

（3）企画情報課。①有線放送施設の管理状況。②旧大村分校跡地住宅地分譲計画。

現地調査。

3、調査方法。

担当課より各調査事項について説明を受け、その後質疑応答形式で調査を実施しました。

4、調査の概要。

（1）総務課。

①色麻町公共施設等総合管理計画。

全国の地方公共団体は、厳しい財政状況が続いている中、保有する公共施設やインフラ資産の老朽化が進んでいます。本町においても築30年以上の公共施設が多くあり、30年後には大規模改修に係る費用と60年後には建て替える費用が集中することが予想されます。公共施設等の中長期的な経費の見込みでは、長寿命化で年間更新費用は約8億6,000万円、40年間総額は約346億4,000万円、年間不足額は約2億5,000万円とのことです。委員からは、現在の原材料価格の高騰は考慮しているのかなどの意見がありました。

（2）社会教育課。

①第3次色麻町スポーツ推進計画。

少子化によってチームとして活動できないスポーツ少年団や部活動が増加し、さらに成人では町内行政区でチーム編成ができない競技も目立ってきています。子供から大人までスポーツをやりたくてもできない状況であるため、町や行政区の圏域を超えたスポーツの普及、振興を図る必要があります。委員からは、部活動の地域移行の時期や、今後のスポーツ大会のチーム編成に対する意見がありました。

②結婚支援事業。

令和2年度からは相談体制をこれまでの結婚支援専門員による結婚相談から発展させ、

結婚支援員を委嘱してイベントを開催し、独身男女の情報交換や支援に努めています。令和3年度登録者は男性16名、女性3名の合計19名で、支援活動やイベントによるマッチング数は9組でした。また、県ではAIを活用したマッチングシステムを導入し、婚活イベント等を実施しています。委員からは、県で行っている結婚支援の登録料1万1,000円に対して、町で助成する考えはあるのかななどの意見がありました。

(3) 企画情報課。

①有線放送施設の管理状況。

有線放送施設の設置根拠は、一般行政情報、災害情報等をより迅速かつ的確に伝達し、町民の安心・安全を確保するとともに、生活の安定と福祉の向上を図ることです。令和5年3月31日現在、総世帯数2,075戸では、設置数は1,491戸でした。委員からは、設置の要望はまだ受け付けているのか、休日のお悔やみ情報の改善などの意見がありました。

②旧大村分校跡地住宅地分譲計画。

子育て世代や若い人たちへの移住・定住の住宅地として考えられており、民間活用でおおむね10棟ほど建てられる面積で、公園建設も検討しているとのことでした。委員からは、新築を建てるに当たっての補助金を交付する制度の検討などの意見がありました。

5、まとめ。

今後、公共施設は大規模改修や建て替えなどで経費が集中し、大きな財政負担になることから、執行部におかれましてはさらなる自主財源の確保に努めるべきです。

また、子育て世代の移住・定住の住宅分譲計画では、今回で終わりではなく、継続的に計画を考えていく必要があり、今後も町民の生命と財産を守りながら町民の福祉向上のために行政サービスをしていただけるよう要望し、報告といたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、総務教育常任委員長の報告を終わります。御苦労さまでした。

次に、産業民生常任委員会天野秀実委員長の御登壇の上、御報告願います。天野秀実常任委員長。

〔産業民生常任委員長 天野秀実君 登壇〕

○産業民生常任委員長（天野秀実君） 所管事務調査報告書。

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

1、調査日。

令和5年5月22日、月曜日。

2、調査事項。

1、汚染牧草のすき込みについて。2、農地への太陽光パネル設置について。3、農業振興について。農業振興についての内容は、農業振興地域の整備に関する法律改正に伴う町の農業振興の考え方、進め方。5年以上水張りをしていない水田の現状と町としての今後の対応策。4、株式会社色麻町産業開発公社と町との関わりについて。

3、大きな3番目ですね、調査方法。

1、午前、現地調査。汚染牧草のすき込みについて。場所、色麻町小栗山字大日蔭、色麻町平沢字南山。2、午前、午後にわたりまして聞き取りによる調査。汚染牧草のすき込みについて。1、農地への太陽光パネル設置について。2、農業振興について。この農業振興につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に伴う町の農業振興の考え方、進め方。もう一つは、5年以上水張りをしていない水田の現状と町としての今後の対応策。4、株式会社色麻町産業開発公社と町との関わりについて。場所は色麻町役場第1会議室です。

4、委員会としての結論。

産業振興課並びに農業委員会においては、当初の計画を適切に実施されますよう期待します。特に農業委員会はその本来の役割を果たされるよう、書類の審査はもとより現地調査をこれまで以上に厳格に実施され、場合によっては行政指導も行い、町民の負託に応えられることを心から切望します。

以上、報告といたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、産業民生常任委員長の報告を終わります。御苦労さまでした。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、12番福田 弘議員、1番大内直子議員の両議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定について

○議長（中山 哲君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。6月会議の日程につきましては、本日から6月15日までの3日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、6月会議は本日から6月15日までの3日間と決しました。

日程第3 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

最初に、5番河野 諭議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。5番河野 諭議員。

〔5番 河野 諭君 登壇〕

○5番（河野 諭君） 改めまして、おはようございます。

6月会議、久方ぶりのトップバッターとして大綱4点ですね、町の課題や問題の解決、また住民サービスの向上につながるように質問をさせていただきます。

その中で1つ目の質問は、町長選挙の出馬について質問をさせていただきます。

早坂町長はこの4年間、大原工業団地の整備を行い、全農ラドファさんの企業誘致や、地域おこし協力隊の導入、空き家関係の三者協定、コロナ対策においても国の交付金を活用した住民や事業者等の支援事業など、コロナ禍で非常に町のかじ取りが難しい中で、町勢発展のために尽力をされたと私は思っております。

その中でですね、4年の任期というのはあっという間に過ぎ去り、8月には町長選が行われます。6月3日の新聞には、出馬の意向と記載してはありました。3期目の挑戦となるわけですが、まだですね、議会では正式な表明はしておりませんので、町長選挙に出馬する考えはあるのか、まずもってお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 河野議員の質問、町長選挙の出馬の考えはどうかということですが、過般、新聞記者の皆さんの取材がございまして、その際に既に新聞報道にあったとおりでございまして、私としてはふるさと色麻を思い続けながら、さらに出馬をしたいということで、意思を固めたところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） いわゆる自分のまだやるべき使命があると、そういう意味だとも思います。今回ですね、町長選挙に出馬すると正式に表明されましたが、この任期中で公約はどれぐらい達成できたのか、また、反省点などはあったのか、さらに今後の課題は何だと感じているのかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 自分で自分を評価するというのは、何となくふさわしくないんだと思うんですが、この任期中に一番自分として思いを持ったのは、まず、企業誘致のための工業団地を整備をすると、そして、誘致を果たしていきたいということが一つの大きい目標でございました。さらに、認定こども園のこの整備をこれからは民間のほうに何とかお願いできないものだろうかということでも思い続けてきまして、そのことも何とかかなりそうであります。それから、分譲地の準備をしたいということで思っておりましたので、そのことも現在進行中にはありますけれども、やや手をかけておられたということだというふうに思います。いろいろ小さいことについてはございました。全てが完全に成し終えたわけではないと思いますけれども、例えば農業経営の法人化についても、やはり推進すべく努力をしておりました。それから、シルバー人材センターにあっても

しかりでございまして、そういう中で少しずつ前へ進めることができたというふうに自分としては思っております。

なかなかそのパーフェクトにならないというような、例えば工業団地の企業誘致であっても、まだ第2工区、第3工区が予定、計画ありますので、まだこれも思い半ばでございまして。このことについては、これからの県主催のセミナー等をはじめ、いろんな人脈を利用しながら、これからさらに誘致活動をしたいというふうに思っております。

また、今、分譲地の話も触れましたけれども、大村分校の跡地を整備をして、分譲地として出したいということで、早ければ年度内にはそういうふうに進めることができるのではないかとこのように思いますし、できるだけ早めに進めたいというふうに思っております。

それから、反省点といいますか、なかなかそのできかねたという反省点なんでありませうけれども、まだこの汚染牧草が残っているということについては、自分としては心を痛めております。何とか今の任期中に全部処理をしたいという思いで来ましたが、残念ながらもう少し残っております。現在、今年度の予算の中では400ヘクタール以下については、処分終わる予定でありますけれども、400ヘクタール以上の若干これが残るといって、これが反省しているところでもございまして。

さらに、これからの課題ということになるかと思っておりますけれども、やっぱり本町は前にも話ししたとおりでありまして、この10年間毎年100人ずつ人口が減ってきました。ですから、10年前と比べれば1,000人減ったことになってしまいますけれども、そういう中で町民の皆さんがやはり活力を失わないように、町としてもこれは何としてもそういうふうな方向へ取り戻していくということが課題だろうというふうに思います。

そんな中で、まずもって基幹産業であります農業関係でありますけれども、農業関係についても、やはり各個人個人、家庭の中で完結する農業というのは、ほぼ恵まれた家庭の中にある人以外は難しいだろうというふうに思いますので、やはり法人組織あるいは組合法人あるいは株式会社であってもそういう組織化、そういうことを進めなくちゃならないのかなというふうには思っております。

○議長（中山 哲君） 町長、マイクを近づけて。

○町長（早坂利悦君） そういうことが課題として今、考えております。

さらに、この農業ばかりじゃなくて、商工関係もでありますけれども、後継者がなかなか確保できていないということが、これはそれぞれの分野での努力もさることながら、町の魅力を出していかなければ後継者も残ってもらえないだろうというふうに思いますので、そういうことも念頭に置きながら、課題として取り組まなくちゃならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 今、答弁をいただきました。

公約に関しては大原工業団地を整備し、企業誘致もできましたよと。そして、こども

園の整備なども今行っておりますよと。そして、大村分校の跡地、ここも分譲地として今活用する事業が進められていますよということで、反省点としては放射線の廃棄物関係、今後の課題としてもですね、人口減少が続くので、そことの闘いだ。また農業関係、商工関係、様々な課題があると思いますが、地域経済がですね、やはり活性化、持続可能なまちづくりができるようにですね、当選されたときは、これは一つ一つ課題を克服しながら取り組んでいただきたいなというふうに思いますが、その中で1点ちょっとお聞きしたいんですが、今、宮城県の自治体でも子育て支援に力を入れてきております。特に小学生、中学生の給食費の無償化が今進んできております、宮城県においても。ここは町長はどのように考えているのかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに今給食費の無償化ということで、幾つかの市・町のほうでもう実施、踏み切るところもございます。私としては今まで15%か、20%ぐらいを補助してきましたけれども、100%を全額町でやるということについては、ちょっとまだ本町の状況からいっては考えたいと、まだ早いのではないかとというふうに思っております。いろいろ市町村会でも話題になるんですけれども、この子育てについてですね、それぞれの市や町がばらばらになっていることが、果たしてこれがどうなんだということなんですね。その財政的に余裕のあるところ、それから財政的に厳しいところ、いろいろあるわけですし、やはりこの日本の子供たちということで、子育てについては一律であるべきではないだろうかという、今そういう話題もあります。ですからそれに、国の思いに先んじてですね、市町村のほうでそれに取り組むということも、それは悪いことではないんですけれども、本町の財政状況をよく判断をしないと、やはり今のことについては、サービスを気持ちとしてはそのようにしてやりたいんですけれども、これは仮に途中で財政的に厳しくなったから、今度は負担だというわけにはいきませんので、この辺の国の動向、県の動向を見極めながら、ちょっと判断をしたいというふうに思っていますので、早速そういうことに踏み切るといふところまでの考えは持っておりません。

○議長（中山 哲君） 5番河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 今の段階ではなかなかですね、小学生、中学生を一気に無償化するの難しいというような答弁をいただきました。国への要望をしている自治体もあるようですが、私は国を信用しては駄目だと私的には思います。なぜかといいますと、子育て支援、異次元の子育て支援をやるんだと言いながら、これを二転三転繰り返して、結局ですね、異次元ではなくて普通か、普通以下、先進国から比べたら最低の子育て支援を今日本はやっておりまして、それを二転三転繰り返している国へ何とか頑張っしてほしいんだと言っても、正直私は厳しいだろうなと思いますので、ここはやはり町独自でいくしかないだろうと私は思っております、加美町さんなんかではですね、これは正式に議会では言っていないようですが、中学生だけでもやろうというような話が出ています。本町もですね、小学生、中学生は無理でも中学生限定とかですね、それが無理なら母子家庭限定とか、限定つきであれば本町でもできるだろうと思います。私も

母子家庭の方の話を聞きますと、相当家庭がきついそうです。相当です、これは。ですので、限定つきであれば、本町でもある程度すぐにできるのではないかなと思いますので、ぜひですね、当選されたときは今後の課題としてですね、様々な問題いろいろあると思いますが、取り組んでいただきたいと思いますし、私もこの子育て支援関係等は、子育て支援だけではないんですが、財源等をですね、提案しながら今後も質問をしていきたいというふうに思います。

今回ですね、3期目の挑戦ということで、いわゆるホップ・ステップ・ジャンプであります。当選されたときには、さらに4年後大ジャンプがあるかどうかは4年後お聞きしたいというふうに思いますので、1つ目の質問はこれで終わりたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 5番河野 諭議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。5番河野 諭議員。はい、どうぞ。

○5番（河野 諭君） では、引き続き質問をさせていただきます。

2つ目の質問は、危険な農業用排水路の対応について質問をさせていただきます。

ここは以前ですね、福田副議長が質疑において質疑をしておりましたが、ここはですね、私も大事なところだと思いますので、質問として通告をさせていただきました。本町においてもですね、数年前に農業用排水路で痛ましい事故が起きてしまいました。現場も見てきましたが、今まで事故が起きなかったのが不思議なぐらい危険なところではないのかなと私は感じてきましたが、本町ではこのような危険な農業用排水路はあと何か所あるのかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 河野議員の大綱2問目の質問であります。危険な農業用排水路関係が何か所あるかということのようであります。

農業用の排水路は田畑に農業用の水を導くための役割のほかに、地域によっては冬期間に防火用水として通水している水路もあります。このような幹線水路は比較的水量が多く、また、箇所数も多いことから、施設管理者である町や色麻土地改良区が定期的に巡回パトロールを実施をし、維持管理を行っております。色麻土地改良区では、危険と

思われる町内38か所に危険注意看板を設置をし、広報紙を通じた水難事故防止に関する注意喚起を行っております。また、色麻学園ではPTAが主体となって毎年夏休み前に各行政区の危険箇所を巡回し、危険と思われる水路やため池、河川、水門等に赤旗を設置する等の対策を講じております。なお、色麻学園が把握している水路の危険箇所数は29か所となっております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 土地改良区で調べた中では、危険と思われる箇所は38か所と、色麻学園で把握したのは29か所ということで、ここはいわゆる通学路関係だということではないのかどうか、そこら辺もちょっと答弁をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 確かに学校関係で関係あるところということだと思いますので、この箇所数の違いはそういうところが出てくるとは思いますが、水路ってというのは大体用水、排水関係も道路沿いにあるわけですね。ですから厳密に言うと、ほぼ危険な場所にあるというふうに捉えられるわけですがけれども、今さっき言ったような箇所数がそういう中での危険場所ということでの捉え方をされていると、こういうことだろうと思いません。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） あとですね、色麻学園で調べたのが29か所もありますよということで、各地区ごと全部で何個なんだというのも、ちょっと聞くのもあれなんですけど、地区でいうとどこが一番多いのか、そこら辺分かるのかどうかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

学校のほうでですね、調べた危険箇所、赤旗の設置箇所ということで、水路で赤旗を設置している箇所が多い地区は南大村地区となってございまして、4か所ですね、4か所水路の危険箇所ということで赤旗を設置しております。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 地区で一番その危険な排水路関係があるのは、南大村4か所ということで分かりました。その中でですね、危険なところに対して今後ですね、フェンス等の設置をする考えはあるのかどうか、そこもお聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

今後ですね、フェンス等の設置を考えているのかという御質問ですが、宅地付近を通り、幹線水路等で水量が多い箇所を中心にですね、蓋がけや転落防止ネットを設置するなど、現在、安全対策を講じている状況でございます。しかし、全ての農業用排水路にですね、フェンス等を設置するには多額の工事費とともに維持管理費等のランニングコストも継続して発生するというところで、コストと効果の対比から現実的ではないものと

考えてございます。町におきましては、土地改良区さんや教育関係機関と連携を図りながら、引き続き定期的な巡回パトロール等を実施すると同時にですね、農業用排水路への転落事故防止に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 答弁の中で、全ての農業用排水路にフェンス等の設置をするのはなかなかね、金額的にも難しいだろうという答弁もいただきましたが、そこは私もそのとおりだと思ひまして、確かに全て設置してくださいと、誰も町民の方も私も思っていないわけですし、近隣付近には私はやるべきだろうと思ったんですが、転落防止ネット等をね、設置をして安全対策を講じておりますという答弁をしたと思うんですが、これいつ講じたのか分かるのであればお聞きします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

先ほど河野議員さんからも御質問のあったですね、何年か前に事故が発生した箇所については、令和4年度に転落防止ネットを設置している状況でございます。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 事故があつて、それをあつてですね、令和4年度に設置したということで、全てではないんでしょうけども、ほとんどの自治体ではですね、ほとんどというか、事故が起きてから対応しております、それでは遅いわけでありまして、こういった事故は毎年起きませんし、10年に一度とか、本当に半世紀、四半世紀に一度起きるかどうかという、そういった事故であります、決してですね、これはだからしなくていいんだと、そういうものでは全くございません。先ほど先輩議員から助言をいただいたんですが、加美町の鳴瀬付近では、勢いのある排水路関係はロープ等も設置をしていると。もし落ちたときそれにつかまって上れると。それは子供とか、大人だと思うんですが、大人の方もですね、やはり水路から落ちてそこからなかなか上がれないということもあると思うんですが、さらにこのロープ関係の設置というのもですね、危険な箇所に関してするべきではないのかなと思ひますが、そこについて考えをお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この安全対策ということについては、これでいいということはありませんので、どの部分ができるか、どこにどうしても必要か、その辺をちょっと見極めさせていただいて、どういう対策をしたらいいかということも含めてですね、検討をさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） ぜひですね、先ほども言いましたが、事故が起きてから対応するでは私は遅いと思ひますので、やはり町でですね、できることというのはですね、やはり迅速に対応すべきだと思ひますので、町民の生命と財産を守るためにもですね、町でできる安全対策、そこはしっかりとやっていただきたいと思ひます。最後に一言いただ

いて、この質問を終わりたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 差し当たっては啓発活動ということで、それぞれの学校、PTA関係の方にも協力をしていただく、それから、土地改良関係の皆さんにも協力をしていただくということで、見かけた場合は声をまずかけていただくということで、とにかく安全対策ということについては、今言われるまでもなく、指揮をしていきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） ぜひですね、やれることはしっかりやっていただきたいなというふうに思います。2つ目の質問は終わりました、3つ目の質問をさせていただきます。

3つ目は、かっぱのゆにおける町内在住65歳以上の料金について質問をさせていただきます。

かっぱのゆは町内のみならず町外、県外からも大変人気がある素晴らしい保養施設だと私は思います。私も家族と月に数回利用しますが、うちの息子も大変気に入っております、今年4歳になるんですが、かっぱのゆは活平くんの家だと思っているようでして、活平くんの家に行きたいと言っておりまして、連れていくと大変喜んでおりまして、子供から大人まで人気のある温泉だと私は思います。

その中でですね、加美町さんでは、町内在住で65歳以上の方が薬師の湯やゆ〜らんどを利用した場合、1日券で400円、夜間券で200円と半額になっており、高齢者の住民サービスをしっかり行っておりますが、本町では違った形で支援はしてるんですけども、このようなサービスを行う考えはないのかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 河野議員の大綱3点目、かっぱのゆの関係についての質問がございましたので、回答したいと思います。

ズバリ言って、65歳以上の料金については、考えてはいないんです。平沢交流センターかっぱのゆは、これは都市と農村との交流を図りながら地場産業の振興に努め、地域の活性化及び町民の保養並びに健康の増進に資することを目的に設置をした施設だということは、既に申すまでもないところでございます。

当町では、平沢交流センターかっぱのゆにおける高齢者向けのサービスとして、高齢者の無料入浴サービス事業を実施しております。これは色麻町平沢交流センターの設置及び管理に関する条例の第7条の規定にございます町内に居住する満70歳以上の高齢者を対象とした利用料の減免年3回以内ということで、指定管理者である同和・ウェルネス共同企業体と連携をして実施しているというのが現状でございます。

ちなみに令和4年度の高齢者無料入浴サービス事業の利用状況でございますけれども、対象者が1,757名で、年3回利用できますので、延べにすれば5,271名ということになります。その中で利用者が2,571名でありましたので、利用率からいけば約半分近い49%という状況かと思っております。

一方、65歳以上の使用料を半額にするというサービスを行った場合に、施設利用者数の増加は見込めると思いますが、施設の収益性ということからいえば、課題も考えられることとなります。今いろいろ提案されましたけれども、町のほうで大分多額の指定管理料も支払いをしながらこの温泉を、かっぱのゆを現在運営しておりますので、いろいろその辺のことについては、慎重に判断をさせてもらいたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） いわゆるですね、一番最初に考えていないんだという答弁をいただきまして、本町では違った形でですね、70歳以上の方に年3回無料券配ってますよということなんですが、今、有線放送で聞いていた65歳以上の方は大変がっかりしてるのではないのかなというふうに思いますが、やはりですね、かっぱのゆに行っている方も加美町さんの状況を聞きますと、200円で入れるんだどやと言われれば、色麻町何とかなんないのかと、やっぱりそういった意見は間違いなくですね、出てきますし、そこを一緒にしていかないと、ずっとこういった意見は出てくるんだらうなと思います。加美町さんに一応確認も私取ったんですが、料金が安くなった分は、これ町が補助を出しているようです。金額でいうと、令和3年度、コロナ禍ですけども、薬師の湯で約500万円補助して、ゆ〜らんどでは400万円を補助していますと。入湯税もこの65歳以上の方は取っていないと。70円なんだそうですが、1回、これも取っていないということで、町の負担は正直大きくなりますが、住民サービスの向上ということで取り組んでいるということで、大変ですね、人気があると伺っております。いろいろなですね、確かに町の負担も大きくなる、そこが一番ネックだと思いますが、高齢者の方の健康増進というのに考えれば、私は必要なサービスだと思いますし、これは今後やはり考えていただきたいサービスではないのかなというふうに思います。

ただ、執行部からしたら、ない袖は振れないんだということは思っていると思いますので、財源としてはですね、質問はしませんので、提案しますので、財源としてはふるさと納税の基金を活用すれば私はできるだろうと、ふるさと納税のほうです、できるだろうと私は思います。今回は質問通告出しておりませんので、今後詳しくやりますが、寄附額をですね、かなりアップさせるやり方も調べましたので、そういったのもですね、取り入れれば、私はできるだろうと思いますし、今の時代はですね、ふるさと納税もあります、クラウドファンディングもあります、企業版ふるさと納税もありまして、これらを最大限ですよ、あくまでも最大限活用すれば、財源がどうのとかっていう問題は、私はカバーできるのかなというふうに思っております。あくまでもただやってるんでは確保できませんが、町長が筆頭に最大限活用すれば、財源等の工面はほとんどのことでできるだろうと私は思っています。その中で、再度今回のかっぱのゆにおける町内在住の65歳以上の料金については、今後の課題といいますか、それでいいのかどうか再度お聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） どうしてもですね、サービス合戦という評価は悪いんですけども、どっかでやっぱりね、これどっかでは線引きたいんですよ。ない袖振れないといえはそれまでですけども、確かに町民のいわゆるサービスということであれば、当然それはサービスをしてあげたいということにはなります。ですが、どっかでやっぱり線は引かなくちゃなりませんので、仮に65歳、次に60歳と、こういうふうになることだってあり得ますので、まずは、今は70歳以上で、現状でもう少し続けていきたいというふうに思っていますので、今せっかくの提案かと思えますけれども、65歳以上からという考えは、今のところは持っていません。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 答弁の中で今のところは持っていないということでした、私もですね、財源等をしっかりと今度提案しますので、今のところはから考えるというところまで持っていきたいなというふうに思っていますので、やはりですね、住民サービスの向上を今後もさらにできるようにですね、議会と執行部がこれ知恵を出し合ってですね、やっていきたいなというふうに思いますし、今後の質問でもですね、こういった財源等を踏まえながら提案をさせていただきます。この質問はこれで終わりますして、4つ目の質問をさせていただきます。

4つ目の質問は、産業開発公社の支援策について質問をさせていただきます。

産業開発公社は、飲食店部門からふるさと納税の返礼品や、特産物のエゴマの販売もしており、本町にとって大事な第三セクターではないかと私は思っております。その中で、ただコロナ禍もあって、味彩館をはじめかっぱ茶屋、特産物のエゴマも業績不振で、令和4年度のエゴマの買取りも町がですね、出すような形となり、会社の経営もかなり厳しい状況ではないのかなというふうに思っております。

その中で他の自治体では、例えば岩手県、ここは県がやっております。そして岡山県倉敷市、栃木県日光市などでは、第三セクターに対してクラウドファンディングを立ち上げて支援をしていますが、ほかの自治体ではこのような支援を行っておりますが、本町ではこのような考えはないのかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 河野議員の大綱4問目ということになりますが、産業開発公社の支援策ということでの今提案がなされました。本町でクラウドファンディングを立ち上げての支援はどうかということのようですけども、クラウドファンディングとは、一般的に事業の趣旨に共感した不特定多数の方々から、インターネットなどを通じながら、寄附金の形で資金調達を行うものというふうに思います。

この第三セクターに対するクラウドファンディングとしては、全国の中には確かにございます。例えば鉄道などに活用されている事例などが大変多いというふうに思っておりますけれども、そういうファンや、あるいはその特別そういうことに思いをはせている人、そういうことは確かに寄附をなされているようです。

今の本町で産業開発公社に関してのことですけれども、これはそう簡単にクラ

ウドファンディングでね、寄附を募っても果たしてどうかというふうな思いであります。確かに公社の内容等については、大変厳しいということにはそのとおりであります。

いずれ私も任期は目前に迫っておりますので、任期内には皆さんに提案することが何もできないと思えますけれども、仮に再選を果たすことができれば、改めてこの公社の経営に対する議会の皆さんにお願い、相談をしたいこともございます。何としましてもこの今扱っている中で大変苦勞しているのはエゴマ関係、それぞれの食堂も厳しいんですけども、エゴマの関係ですね。そして本町としては、このエゴマは農業の中での6次産業化の、言うならばトップランナーとして、町として育ててきたわけですね。ですからそれは、私としては何としましてもこのエゴマを続けたいという思いです。前町長から大分この情熱を傾けてきたものでもありますので、これはなくしたくないというふうに思えますので、このことについても皆さんに時期が来たら相談を申し上げたいなということがございます。

いずれにしましても、何としましても公社を本来の姿に、正常化になるように努力はしていかなくちゃならない、指導はしなぐないというふうに思っていますので、議会の皆さんの知恵と御協力を今後ともお願いしたいというふうに思っています。クラウドファンディングについては、ちょっとまだこのことについては、考えていないところであります。

以上です。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 産業開発公社に関しては、できる限り力を入れていきたいということですが、クラウドファンディングに関しては、前向きな答弁ではありませんでした。その中の理由の一つとしては、実現性が低いから集まらないんじゃないかという懸念も多分、執行部では持っているのかなと思ひまして、これ第三セクターではないんですが、泉佐野市はですね、公立病院関係、これコロナ禍で経営がもう非常に苦しいということで、資金だけを集めるためにクラウドファンディングを立ち上げて、返礼品なしで2,600万円集まっております。ですので、私はプロジェクトとしては産業開発公社経営継続プロジェクトなどを立ち上げて、あくまでも資金を集めるということで立ち上げればいいのではないのかなというふうに思ひまして、その中で次の質問も一緒にやりますが、一回一通りやりますが、クラウドファンディングを立ち上げて支援をするのであれば、あればですよ、今は考えてないと言ったんですが、あれば、ただ立ち上げるだけではプロジェクトは失敗します。企業版ふるさと納税のように、企業の社長や、町外に住んでいる従業員の方など、町長の親戚、職員の親戚、知人、いろんな方いると思います、町外、そういった方などに事情を説明し、協力をお願いすれば、寄附はこれはある程度、ある程度というか、かなり集まると思いますが、それぐらいのですね、やるとなったときはそれぐらいの情熱は持っているのか、これもお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 情熱は持っております。ただ、この寄附というのは、かつて私花火を主催したときに、夏祭りに花火を上げるということで、実行委員長ということでそ

ういう経験があるんですけれども、この寄附を集めるというのはね、そう簡単でないんですよ。今、河野議員からいいますと、知人、親戚といったようなことでね、声をかければ簡単に集まるようなんですけれども、なかなか現実としてはそうたやすいものではないというふうに私は思っております。ですので、情熱はありますけれども、この寄附を集めてというのは、考えてはいないんであります。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 寄附を集めるのは難しいんだと、私簡単に集まるとは言ってませんので、そこはよろしくお願ひします。情熱は持ってるんだということですが、人はですね、情熱で動くんですよ。ですので、トップの情熱次第で職員も動くと思ひますし、町長が情熱を持って企業の社長等にお願ひをすれば、それは情熱を受け取って人は動くものでありますので。でですね、私高校時代ですね、こう見えてですね、こう見えてって、どう見えてるかは分かんないんですけども、陸上を高校でやっておりまして、ちょっと速かったんですけども、高校時代の監督が部員たちに毎回ですね、こういったことを言っていたんですよ。不可能なことは努力をすれば可能になると。1%でも可能性がある限り、そこに努力をして挑戦することが大事なんだと。こういったことをですね、1年間言われれば、みんな燃えるわけですよ。それぐらいのやはりですね、トップには、町長にはこれぐらいの不可能を可能にする努力、情熱が大事だろうと思ひますが、それぐらいの情熱を持ってやれば、このプロジェクトある程度成功すると思ひますが、町長はどのように感じているのかお聞ひします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、さっきの答弁したとおりでありますけれども、私としては経営が厳しいので寄附をお願ひしたいと、こういうふうにはちょっと言いにくいんですよ、これは。ですので、そういうことでなくて、別に考えていかなくちやならないのかなというふうには思っております。本当は今の河野議員のようなふうにして、仮にそういうことに感じて、この寄附をしていただくという方もあるかもしれませんけれども、それは大変ありがたい話です。ですけれども、なかなかそうは、私実際に経営しているわけでは、経営者ではないんでありますので、それもそうですし、ちょっといかがなものかというふうには思っております。ですので、確かに何とかこれを立て直したいという情熱と、頑張らせてあげなくちやならないという思ひはありますけれども、苦しいので寄附をお願ひしますとは、ちょっとそこまでの考えはありません。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） なかなか難しいということで、町長は難しいんですね。なるほど、分かりました。

その中でもしですね、じゃあ先ほど答弁の中で言ったと思うんですが、クラウドファンディングを立ち上げなかった場合、町ではどのような支援策というか、考えを持っているのか再度お聞ひします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっき言ったとおり、これ再選を果たせればということになるんですけども、お願いしたいということをお聞き申上げたいんですけども、例えば今、エゴマ関係については、今までとは状況が変わって、エゴマで利益を上げるというのは、そう簡単ではない状況ですね。ですけども、そうかといってエゴマを特産物として捨てるということではできないということをお聞き申上げたいとお聞き申したので、今エゴマを取り扱っている人たちに対しては、時間給で人件費払っているんです。その人件費を町として考えてあげてもいいのではないかと、一つはそんなふうに思っておりますが、そういうことは改めて皆さんに相談をしながら進めたいというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 河野 諭議員。

○5番（河野 諭君） 答弁の中で人件費分は町で出したいんだということですが、町でお金を出すんだということであればですね、今後、議会でそういった議論もあるでしょうけども、町でできることはね、私はクラウドファンディングだと思うので、それぐらいやっても駄目なのでお願いしますなら議会もね、うんと思うんですが、支援策を提案しているんですが、何かプライドが邪魔してできないのか何なのかちょっと分かりませんが、クラウドファンディングは考えていないと。でも、人件費分は町で出したいから、何か今後お願いしますというような提案が来ると思うんですが、多分これね、今後ね、人件費だけじゃなくて、多分、資金ショートするからちょっとお願いしますというようなもいつかは来そうな気がしてですね、そういったのも踏まえると執行部のほうではですね、やるべきことをしっかりやった上でちょっと集まらないと、クラウドファンディングやったけど集まらないと、だからちょっと議会のほうでも町のほうでもこれを支援をしたいというんだったらあくまでも私は分かるんですが、支援策を提案してやらないけども、人件費分とか何かあったときはお願いしますでは、私はそう簡単に予算は通らないだろうなと思いますので、ぜひ私は執行部と対決をするのではなくて、問題の解決に向けて議論をしておりますので、ぜひですね、執行部におかれましては、そのようなも踏まえながらですね、できることをしっかりやっていただきたいなというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、5番河野 諭議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、9番今野公勇議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言を

お願いいたします。9番今野公勇議員。

〔9番 今野公勇君 登壇〕

○9番（今野公勇君） 議長から許可をいただきましたので、一般質問を行います。

今年はですね、非常に私のところはですよ、天候に恵まれまして、豆の播種作業も順調に終わってですね、出芽率が今までにないくらい、95%以上になってるなというふうに思っています。この後はイノシシが来ないように祈っているわけなんですけど、実は初日、2日目にですね、播種したところがですね、イノシシにやられまして、この間の日曜日にみんなで電柵を張りまして、その後すぐまた播種し直しました。そうしたら、まだ生えていないという状況です。このまま来なければいいなというふうに思っているところなんです。

そんなことを考えながら、今後の農業をどうしていくんだろうというふうなことを思いながら作業をしていたわけですけども、経営所得安定対策、昔はいろんなこの対策の名前がありましたね。品目横断的経営安定対策とかですね、あったんですが、いろいろ対策の名前を変えながら、そして、政策の中身をちょこっとずつ変えながら、今は水田活用じゃなくて農業再生協議会、再生になってしまったんですよ、協議会が。

そんな中で5月1日付でですね、この町の農業再生協議会のほうから畑地化支援申請の要件について確認するというので通知がありました。畑地化するための要件が追加されたという内容でした。

また、令和3年11月にはですね、過去5年間水張りのない農地は水田活用直接支払交付金は交付しない、対象から外すという通知というか、通知まではないんですけど、そういうことを発表するというので農業新聞なんか載ったわけなんですけど、そのときも帰られましたけれども、我が町の自民党の支部長さんにですね、すぐ電話してこれは駄目だよと、すぐ何とかしてほしいということで、代議士のほうに連絡をしていただいて、いろいろなそのいきさつがあったんでしょうけど、それが今後5年間に変更されました。令和4年から今後5年間、令和8年までに水張りしなければいけないよということですね。また、牧草の単価もそのときに削減されました。播種しないのは1万円だよ。

このようにですね、国の方針が度々変更されるわけですけども、その際、それぞれ国のほう、あるいは農政局のほうから通知があるというふうに思いますが、最近5年間でその主なものは一体何だったのか、そして、それについての町の対応はどうしたのか伺いたいと思います。特に水張りについてはですね、平成29年から現行規定で交付対象外になっているんだよというふうに言っておりますが、当時のどのような通知があつてですね、そして、町はどのような対応をしたのかお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今野公勇議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

冒頭お話がありました大豆の発芽率が大変今年がいいということのようでして、それは大変私としてもうれしく思います。最初の行政報告の中にもありましたけれども、大豆の面積若干減ってはおりますけれども、いずれにしても大豆の作付率、作付面積、

それなりの面積が確保されておりますので、発芽率がよかったというのであれば、大変結構であります。

また、途中話しされましたけれども、この畑地化の要件が追加されたということについては、私も大変遺憾に思っておるところであります。今、質問の内容が多々多くありましたので、詳しく経過等については、述べさせていただきますと思います。

水田活用の直接支払交付金をめぐる平成29年度の東北農政局からの通知、これは平成29年5月10日付でありますけれども、平成29年度より経営所得安定対策実施要綱の交付対象水田の範囲として、淡水設備、畦畔等を有しない農地や、所要の用水を供給し得る設備を有しない農地等は、交付対象からは除くに改正されました。この改正に伴い、地域農業再生協議会に対して東北農政局より県農業再生協議会を通して、交付対象として整理した水田について、現状を把握する旨の調査依頼がありました。この通知を受けまして、町農業再生協議会で調査を行いました。対象から外れる農地はなかったために、該当ないということの旨を報告をいたしました。なお、県全体では45ヘクタールが交付対象外となったようであります。令和3年11月には東北農政局から水田活用の直接支払交付金の見直し事項案が示され、交付対象水田の扱いとして水張りができない農地、畦畔や用水路がない農地等は、交付金の対象外とする現行ルールに加えて、今後5年間、令和4年から令和8年に一度も水張りが行われない農地は、交付対象水田としない方針が示されました。

また、永年性牧草は、一度播種すれば長期間にわたって収穫できるものであって、収穫だけを行う年は生産に係るコストも低いとして、播種から収穫までを行う場合の生産コストの差を踏まえて、令和4年度から牧草の播種を行わず、収穫だけを行う場合の助成単価が10アール当たり3万5,000円から1万円に引き下げられました。しかしながら、この見直しの影響は大変大きいので、作業効率の悪い圃場等にも一律で適用されることから、圃場によっては作業受託の中止や、牧草の栽培そのものをやめることも想定をされ、耕作放棄地の増加が懸念されたことから、草地更新ができなかった圃場を対象に、地域枠助成の激変緩和措置として、令和4年度に限り10アール当たり5,000円の助成を行いました。

次に、畑地化促進事業についてでありますけれども、令和5年1月5日付で事務連絡で東北農政局より県農政部を通じて各地域農業再生協議会長宛てに令和4年度補正予算畑地化促進事業に係る要望について調査依頼があり、今年3月末時点で72件、100ヘクタールの申請がありました。さらに令和5年3月28日付で、事務連絡では、東北農政局から県農政部を通じて、令和4年度補正予算畑地化促進事業の要望調査に係る報告内容の確認、精査についての再調査の依頼がありました。この再調査は、畑地化促進事業の交付を申請する水田について、1筆ごとに要件を満たすことが必要とされており、畦畔等の淡水設備及び所要の用水供給設備を有することと、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田要件を満たしていることを町農業再生協議会で確認、精査をし、結果を取りまとめるものであります。町の農業再生協議会では、国の依頼に基づいて令和5年5月

1日付で通知をし、令和5年度畑地化支援の申請の要件確認についてにおいて、農業者の皆様に対して追加要件として畦畔等がない、用水供給ができない等、水張りができない状況にある水田は交付対象外となることを周知をし、併せて取組補助の筆ごとに畦畔や用水設備等の有無の調査を行いました。現在、要望のあった申請書を取りまとめておいて、準備が整い次第、国へ提出する予定としております。今後も国の動向を注視しながら農業関係団体と情報を共有し、適切に対応してまいりたいと考えておるところであります。

以上であります。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） どこからいこうかね。まず初めにですね、3月末時点で約72件があったと、畑地化の申請ですよ。今、大体調査をしてですね、どれぐらいになっているのかということをお聞きしたいと思います。

そしてまた、実は3月の定例会のときも質問したんですがですね、そのときの答弁書にはね、145ヘクタールとなっています。その辺のこともですね、いきさつちょっと、どういうことで145ヘクタールというのが100ヘクタールになったのか。それから今、再調査をしてどれぐらいになるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

3月会議でですね、申し上げました、御回答したときには145ヘクタールということで、地権者と耕作者が同じくちょっと申請したというようなことでダブって申請した面積もちょっとカウントしてしまったというような状況でもございました。それで3月末時点では100ヘクタールというようなことで、精査した結果、100ヘクタールということで集計のほうはしておる状況でございました。

あと、2点目の現在の申請の状況ですが、6月9日現在で34件の約54ヘクタールというような申請となっております。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 3月末時点では100ヘクタールになった。その最初のときは地権者とそれから耕作者が混じってですね、申請したということだと思います。

実はこの畑地化についてはですね、これは2月12日にですね、花川地区の花川農用地利用改善組合主催でですね、畑地化についての説明会がありました。当時いろいろそっち側の事務局と、花川の事務局と話をしてですね、王城寺の方々も大変関係者がいて、3町4反ぐらいだったかな、の関係があるので、一緒に話を聞かせてくださいということで、センターでですね、再生協の事務局から来てもらって話を聞きました。そして、いずれね、この申請するとか、畑地化しようかなと思ってたところですね、もともと用水もなくでですね、田んぼというふうな、地目は田んぼになっているけれども、田んぼじゃないというところが3町ちょっとあったということです。そういうことで、じゃあいずれ5年間の水張りも多分できないということなので、もうこの際、畑地化申

請をして、申請しても受けられるかどうか分かりませんが申請をして、そしてその後牧草を作っている、あるいは飼料作物を作っている酪農家あるいは畜産農家に全部お願いしようということですね、どうかということでも話ままとったんです、そこで。自分の土地だけでも、この際、花川の人たちに預けてやってもらおうかなと、そうしないとどうしようもなくなってくるわけですね。例えば花川の人たちも、もう交付金ないから返しますと言われても、何も作れないわけですよ。そいなことで話をしたところだったんですが、まとめてですね、何とかよかった、よかったという思いをしていたところに5月1日付でのこの申請、要件確認についてということでも通知が来ました。そしたら、もう見ただけでああ駄目なんだなと、認められないんだなというふうに思いました。だから畑地化も申請できない、5年間の水張りもできないという農地が出てくるわけです。

そんなときにね、一体どうしたらいいんでしょうかねということですよ。私も王城寺のほうの集落営農組合の組合長やっていますけれども、どうにも説明しようがないですよ。どうしたらいいんでしょうかといっても、多分、町でも答えは出てこないというふうに思います、国の言うことですから。だからこちらからの要望を言って、その要望を聞いてもらうしかないということになるんだろうと思います、私が国の役人だったら、何だっけな、平成29年のときにねえって言ったんでねえかという答えが出てきますよね、当然。ただ、平成29年のときに畦畔の有無が、畦畔があるかどうか、用水供給設備があるかどうか。記憶を思い起こせばですね、あのときはまだ転作地を各地区で確認をしていました、職員の方々と一緒にね。私も回って見たときにですね、いや、何か今年は畦畔あつかねえか調査しねぐねえでがすのっしやということだったんです。そんなときは用水のどうのこうのはなかったと思います。多分、畦畔があるかないかだけの調査だったかなというふうに思います、そのときの町長の答弁だとなかったという回答をしているわけです。なかったという回答をしているわけですから、それがもう国のほうまで行っているということですよ。それが令和3年になってから現行ルールを厳密に実行しますということになったときに、はて困った。私たち農家はそのときにね、一体どうすればいいのということです。例えば平成29年のときに調査をしたはずなのに、ゼロだという報告をしているということね、これがちょっと問題だと思う。その辺のいきさつが分かれば教えてほしいんですが。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

平成29年度にですね、まず、国のほうから水田活用の直接支払交付金の交付対象水田調べというものが、国のほうから県の再生協を通じまして町のほうに来ております。その報告では、先ほど町長が回答申し上げたとおり、ゼロということで報告はしております。ただ、29年度の生産調整の現地確認の時点では畦畔、水路の確認作業ということで、転作地が水田機能を有しているか否かの確認をですね、その時点ではしておりました。ただ、国のですね、改正の内容ではですね、国のその29年の改正の時点で淡水設備を有

しない農地ということで、その中に作物の生産性の向上のため、一時的に畦畔を撤去している場合を除くというような改正の内容等もありました。

あと、もう一点、その所要の用水を供給し得る設備ということで、そちらのほうは俗にいう用水路だったり、用水をする設備を有しているというのが条件に加わったというような状況なんですけど、実際現場のほうでですね、そこまで確認ができるかという、なかなかその29年度の時点では難しかったのかなというふうに思っています。その時点で町としてはゼロとして報告をしたんですが、県の全体ですね、その面積に該当する面積が県内全体で、先ほども申し上げたんですが、45ヘクタールということで、これちょっと推測になるかもしれないんですが、本町だけじゃなくてですね、ほかの市町村においても国のこの改正に基づいた内容を加味して、県内全体で45ヘクタールになったというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） その29年当時はですね、そんなに厳しいものにはならないだろうと、簡単に言えば軽く考えていたというふうに受け止めます。私も何回も一緒に現地調査をしているわけですけども、職員よりも地図見ただけで分かるわけですよ、ここは何が足んないなど。だから例えば図面からね、見て確認をして、ここは多分畦畔ないよとか、用水ないよというのが分かるわけですよ。そのときにきちっと調査をしていれば、こんなことにはならないというかね、になったのかなというふうに、今さらながらにね、私たちも反省しなきゃいけないというふうに思いますけれども、そういうことですよね。

転作というか、もともとは米が余っているから、から始まっているわけですよ。米が余っているから休みなさい。そのうちにただ休むのではなくて、何か食料を作りなさいよ。初めの頃というか、集落営農組合始まる前は豆でも何でも、牧草はそうでもなかったけど、豆なんかははっきり言えば捨て作りみたいなどころがありました。それじゃあ駄目だよということで、一生懸命いろんなことを考えながら畑地化にしてですね、そして私のところを言わせてもらえば、無家畜農家だった人たちを、1反歩、2反歩も休むところを、ただ牧草で貸してたやつを、何とかかんとか説得をして豆にして作ってきたと。大体今20町分ぐらい作ってるわけなんですけど、・・・も入れると25町分ぐらいになりますけれどもね。そういうふうにして努力をしてきたわけです、自分たちの所得を上げるためにね。牧草だけだったところ、やっぱりその畜産農家の、耕畜農家のほうに行ってしまうので、自分たちの手元に何ぼか残るよというということで一生懸命やってきたのがですね、ここに来て、はっきり言えば小さい田んぼ終わった、何かそいつ、もう畦畔取ってしまえわと。そして大きくすると3段何ぼになるから、こういうふうにしてしまえとかね。自主的に畦畔取って、2枚だったのが合わせて4反歩、5反歩ぐらいにしてみたりとかね、そういうふうに行っているところがあるわけですよ。そこを今度畑地化しようとする、畦畔ないもんですから。畦畔はいいんです、すぐつくれますか

らね、畦畔つきすればいいんでしょうけれども。ただ水ですよ、1か月間かん水するだけの水を供給するためのもの。これなかなかその場所場所によってですね、昔でいう籠田、1日もしないうちに水がなくなってしまうようなところが結構あるわけですよ。最初の1日だけ写真撮って、最後の1日だけ写真撮る、それでいいって言うんだらそうしますが、そうはいかない。

Q&Aのね、この農水省のほうからの水田活用予算に係るQ&A、農政局から来ている。「一定期間の水張りの確認に当たっては、どのような状態であれば湛水していると認めるのか」というQです。「水田機能の確認方法は、現行の要綱に明記されているとおり、水稻作付けにより確認することを基本としています。その上で①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生しないことが確認されれば、水張りを行ったとみなすこととしています。このうち、水張りの期間については、天水による一時的な湛水ではなく、用水による湛水状態が持続される期間として1か月以上とすることとしています」。3はありますけれどもね、ということなんですよ。

こいな話をしながらうちの地区の人たちと話をするとですね、やっぱり排水が非常に悪くてですね、ようやく五、六年たって何とかかんとか乾いてですね、大した立派な豆は取れないんですが、収量そんなに上がらないんですが、それでも100キロ、120キロぐらい取れるようになるまでなりました。それをまた水で浸すのか。そうすればまた収量低下なりますよ。この辺前に事務局に説明を求めたところ、湿害による収量低下になったのか、よそでほかの原因で低下になったのか分かりませんから、それはいいんじゃないですかという答えがあったんですけども、実際に作業する上でも大変困難になるわけですよ。畑地化して土がさらさら、ころころ、さらさらになっていけば発芽率がいいわけですよ。だから95%ぐらいになりました。でも、まだころころといふところあるんですよ。でも天候がよかったから95%、天候悪かったら80%ぐらいだと思います。だから誰のどこを見てね、こういったことを考えてくれるのかね。これ町長は、そんなこと俺もそういうふうに思ってるというふうに多分言う、そういうふうに思うんでしょうけれども、それをね、やっぱり言ってもらうのがやっぱり町長からでなきゃ困るわけです、できないんですよ。その辺私の今までのやってきたことがね、水の泡になるのか、それとも何か起死回生の手があるのか。もし町長、起死回生の手があれば、おっしゃっていただきたい。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） この特に農業関係については現場、いわゆるこういう今いろいろ申し上げられましたけれども、こういう実際の現場と、東京の官僚の実際とは大分差があるということは私も感じております。いろいろ農地の条件は確かに千差万別ですけども、こういうその山間地の場合は、条件の悪い農地が大分あるということについては、これはやっぱり申し上げなくちゃならないというふうに思っております。今年度のこの関係の予算関係については、多分どうにもならないと思います。この畑地化についていろいろ質問もあったし、冒頭申し上げましたとおり、最初の条件からさらにこの条件を

付されてということになりましたので、さっき担当課長から申し上げたとおり、当初の予定あるいはその希望した面積からぐっと減ったわけですね。そういうことにならざるを得ないような条件が付されたということでもあります。これは国のほうに、代議士先生などを通じながら現状というものをしっかり見ていただいて、それに相応するような対応を考えてもらうべく、相談はいたしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 実は、何だこれ、花川の農用地利用改善組合の会議のときにですね、過去6年間の水張りをしていない面積というのを調べてもらってですね、資料として頂いています。それで全体のもので、耕作面積が2,446ヘクタールぐらいですね、あるんですが、その中で過去6年間、令和4年までですよ、過去6年間水稲作付がない面積は何ぼあるかということ、519ヘクタールあります。21.22%。その中でですね、飼料作物が一番多くて、牧草ですね、53.7%、大豆が18.9%、販売用野菜が11.4%、これホウレンソウか何かかな、あと自家用野菜、自己保全が16%という形になってます。過去6年間やってなかったということ。今後ここから令和8年までに水張りできるかどうか。無理してね、やってもいいんだげっとも、やれるところはやってもらわないと水田活用交付金が交付されないわけだから、しなくちゃいけないんでしょうけれども、このできないところがね、どれぐらいあるかということですよ。やっぱりそれはちゃんと町として、あるいは再生協としてきちっと調査しなければならないというふうに思いますが、やっぱり現地調査も含めてですね、そうね、航空写真見れば大体分かると思うんだげっとも、そいな形でもいいから現地調査をしながら調査しなければいけないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

令和5年3月末で100ヘクタールの畑地化の申請があって、6月9日現在で54ヘクタールということで、まず残りの46ヘクタールがですね、産地づくり交付金の対象だったり、畑地化の面積に該当しなくなるのではないかなというふうに思っております。そこについては再生協、町としてもですね、状況を確認して、まず対象ならない面積の箇所の確認をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 今後ね、地域計画を策定するわけでしょう。そうすると、この農地は誰が管理するのかということになるわけですよ。だったら、その一環としてでもね、全ての農地について畦畔あるのか、水の供給源があるのか、これ調査しなければいけないというふうに思うんですよ。

もう一つね、その地域計画をつくる上で、やっぱり後継者についてね、後継者がいるところはいいだろう、できるでしょうし、法人になっていれば法人、会社ですから、ずっと続いていくだろうというふうに思いますが、個人でやっている方々が、あるいは個人で請負をしている方々が高齢者になってきてますね。前期高齢者もいれば、後期高齢

者もいれば、そういう人たちがですね、ある日突然不慮の事故でもないし、病気にでもなったりして、引き受けていたところを引き受けられなくなってくるということも考えられるわけです。なぜ後継者が育たないのかといたら、儲からないからですね。頼まれるから、しょうがないからこうやって引き受けてやってるわけだけども、儲かるんだったら、ほかの人たちがもっとやりますよね。企業の人だって参入しますよね。そういう状況になっているわけですね。昔から百姓は生かさず殺さずという政策の中でこういうような状況になっているわけですよ。ですから、さっき言ったこの地域計画をつくる上でもね、きちっとしたその農地がどういう状況にあるのかということですね、調査すべきではないですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今の心配されるような話も大分出されました。畦畔をつくることについては、多分、可能でしょう。けれども、用水設備をつくるということについては、心配されているとおり、多分、不可能なところがたくさん出てくるんだらうと思います。そういうところが実際は、この水田活用の対象からは外れるというふうに今の条件からいえばなります。それを何とかということに考えるわけですが、この用水を新たに作る、引くということについては、相当これは負担もあるし、それから状態によっては、状況によっては、最初から無理な場合もあるわけですので、この辺はちょっと何とも、こうすればいいというふうにはなかなかできないんですけれども、それはちょっと課題ということになるでしょう。

それから、今申し上げられたことの中に、この本町の美田を誰が担うのかという、これは最大の課題になります。国のほうでは、実際はこの農業関係、いわゆる食料については、食料安全保障ということで大儀的に大きく掲げている割には、今言ったような地方の現場、現状からいくと、そういうことに対しての特段の手当は今のところはないということになります。私らのような農業地帯にとっては、必ず今言われたような課題、問題が出てきます。誰がこの農地を将来担うんだらうかと、後継者はどうすればいいんだらうかということの課題は必ず出てきますので、いろいろこれから町として何ができるかということになりますけれども、そのことについては課題として捉えていきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） ですから現状をね、把握しなければ対応できないというふうに思います。だから調査が必要でしょうというふうに言ってます。今、町内です、賃貸契約を結んでいて、どれぐらいの人がどれぐらいの人に貸しているのか、そういうようなのは多分、農業委員会で分かるというふうに思うんですが、そういうこともきちっと調査しながら進んでいかなければいけないというふうに思います。出し手、何だ、お願いしている方がどれぐらいいて、引き受けている方がどれぐらいいるか把握していますか。

○議長（中山 哲君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎長寿君） お答えいたします。

町内の地目が畑、田でございますけれども、総筆数が18,135筆ございます。面積としましては3,064万1,270.20平米でございます。その中で出し手ということでお願いしている件数が715件、それを受ける側は146件となっております。総面積が1,215万3,131.94平米、39.66%となっております。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 40%ぐらいがお願いされているということだよ、多分ね。出し手が全体の色麻町の農地、田んぼだけではなくて、総面積のうちの40%を誰かに貸していると。そして、受けているほうは146人の方々がそれを受けているということになるわけですよ。ほかの大体60%は自分でつくっているということになります。

その中でね、そういうことで最終的に地域計画、今何だ、6年までかな、誰がここを管理するんだということで地図に書き込めということなそうですから、できるかどうか。その出席率は、出席というか、何つうのかな、何%を目標にしているんだっけかな。九十何%だったかな、ちょっと忘れた、まあいいです。それをね、していかななくちゃいけねえわけだよ。

だから、まず一つは国の政策を受ける上で、ちゃんと水田活用交付金が受けられるようにするという、そして、そのためには、ちゃんとした調査が必要ですよということですよ。この畑地化のね、有無についてはやっぱり地権者からのアンケートで来ているわけですよ。実際に調べたわけではないわけ、実際に調べているわけではない。地権者のことだますつもりではないんです。これなら大丈夫だべと思って申請しているかもしれないし、やっぱり実際にこれは駄目だね、見てね、というふうのがあればいいし、これなら大丈夫だよというところも出てくるというふうに思うんですよ。

つまり、やはり調査は必要です。やっぱり何、どんな戦をするんだって、こっちの戦力が分かんないや戦いようがないですよ。だからこちらの戦力がどういうふうにとどこまで整っているのかということ、きちっと調査するべきだというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今言われたとおり、しっかりとした状況を、状態を、面積を把握をして、その上でいろいろとお願いをしたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 今野公勇議員。

○9番（今野公勇君） 食料・農業・農村基本法、改正になるようではございますけれども、その柱にですね、柱に据えるものでして、平時から国民一人一人の食料安全保障の確立、2番目として環境に配慮した食品産業への転換、3番として人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立というふうなうたわれます。これ、国では持続可能というふうには言ってるかもしれませんが、このままの状態では持続不可能です。

大体さつき集落営農のお話ししましたけれども、私と区長で組合長と副組合長とやっています。あと5年だど、区長、5年頑張れば終わっからなわ。終わるとするのは75歳に

なりますから、後はね、知らないというわけにはいきませんが、後は知りませんよというふうにはいきませんが、そろそろそういった責任から逃れたいな。責任を逃れるといたら語弊があるかもしれませんが、もう何十年ですよ。若いときから、30代のときから若い人たち頑張れやと言われて転作委員をさせられて、昔なんか4町歩の団地しねえごったら団地加算金けねえよって言われて、無理やりつくって、豆作って草出して、母ちゃんに怒られ怒られ、おかげで股関節悪くしてね、父ちゃんとどごさも旅行さ行ったことねえって言われて、このまま終わるのは非常に悔しい。いつかよかったねとみんなで笑えるような終わり方をしたいなというふうに思います。

町長、さっきちゃんと調査をしてということがありましたので、これだけは、本当は今までもしなくちゃいけないことだったんですが、机の上ばかりで、中央省庁の人たちばかりでなくて、役場の職員もやっぱり見て、そしてあそこなんだやという、分かった、どこだというふうになるようにならないとなかなか対応はできないというふうに思います。

そういうようなことを期待して私の一般質問を終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、9番今野公勇議員の一般質問が終わりました。

次に、3番相原和洋議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。3番相原和洋議員。

〔3番 相原和洋君 登壇〕

○3番（相原和洋君） ただいま議長の許可もいただきましたので、早速私の一般質問をさせていただきますと思います。

2か件町長のほうに通告しております。通告順に追って説明を求めたいと思います。

まず初めに、教育行政についてということで御質問を申し上げます。当初ね、これ出すときどうすっかなって私も悩んだんですよ、かなり範疇広いもんですから。ただ、今回しないわけにはいかないもんですから、出ささせていただきました。

今年度4月1日、先ほど町長の施政報告がありました、義務教育学校を発足、開校し始まっております。また次年度、来年の4月からは町長の肝煎りであります民間との認定こども園、ただいま着々と工事していると。それについても開園が来年の4月ということを考えて進めていると。そこで本町における教育行政の在り方、これについてちょっと肅々と説明を求めたいなと思います。

まず初めに、町長の考える教育行政とは何でしょう。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 相原議員の、町長の考える教育行政という質問がありました。

教育行政ということになりますので、今質問にもあったように、大分この範囲が広いということになりますので、1つは学校教育の振興あるいは生涯学習、社会教育の振興あるいは芸術文化の振興、文化財の保護あるいは体育の振興、そういう各種振興がこの教育行政という分野になろうかと思えます。ほかに施設関係、例えば町民体育館あるいは屋外運動場あるいは青少年の体力増強施設の管理、そういうものをも全部教育行政の

範疇になるというふうに思っております。総じまして私としては、子供たちや大人が伸び伸びと明るく過ごしてもらえるような環境づくりを考えながら教育行政を進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長にただいま答弁をいただきました。範疇の多様化、まあいろいろあるんでしょうね、やっぱり。一言で教育ということ挙げると、ここで教育者の方もおりますんで甚だしいんですが、私ども、生まれて家庭教育の中で道徳というものを学び、学校に行って学校教育、また、社会に出たら社会教育なるものがあるって、それが一生続くもんだと私は思っております。そういった中で今回、町長の今の答弁、明るく過ごすための環境づくりというお言葉をいただいております。しからば、教育行政の在り方について、今どのような改革を町は進めているのか、進めようとしているのか。教育の基本理念ですよな、町長の考えるところ、その辺りがどうなのかなということをお尋ねしていこうかなと思います。

また、その上で自治体としての今後の役割、そういった部分の問題がここに出てくるんだろうと思われまます。そういった部分、どう今後進めていくのか、今やられているのか、その点についてちょっとお尋ねをしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 改革ということにはならないかもしれませんが、やっぱり学校教育は教育委員会あるいはそういうことでしっかりとやってもらっているということになるかと思いますが、この意識したいのは、やっぱり社会教育関係でしょうか。これ社会教育の中での、例えばかつては若い人たちの組織、それから婦人会なんかの組織あるいは老人会などの組織、こういう組織づくりが大変今は難しい、加盟する地区が大分減っているという状況でありますので、基本的に社会教育の中でのそういう組織の活動ということになりますと、今言ったような組織が中心になって活動されるだろうと思えますけれども、その組織化が大変難しいということで、自治体の役割というのは、そういうお手伝いということになるんでしょうか、そういうことを意識したいというふうに思っております。特段、改革ということになりますと、特別そういうところの意識は、今のところは特にございません。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の今の答弁聞くと、大きく2つ、学校教育については、教育委員会だという答弁をいただきました。町長が危惧する部分としては社会教育、今、社会における組織づくりの難しさ、困難さということを言われてます。当然ですよ。色麻町、全盛期何人いました。それから今幾ら減ってんですか。人がいないから組織づくり難しいのは当たり前のことですよ。だから今後どうするんだと。この小さい持続可能な、町長がよく言っているまちづくりというのは、そこが社会教育の根幹ではないんでしょうかと思うんです。それについてはやっぱりね、人を増やすための対策、方策は今

後考えていらっしゃるでしょうから、あえて今ここでは触れません。

逆に、先ほど学校教育については教育委員会だというお話をいただきましたので、その点について、じゃあちょっとお尋ねしようかなと。

教育基本法（120号）の中に、国の教育基本法ですよ、教育の機会均等、あと、教育水準の維持向上、そういった部分を地域の状況に応じて振興を図るということがあり、その中で自治体としての役割及び分担、学校との相互の教育の下、公正かつ適正に執行すべしという言葉がございます。その中で役割として、自治体の役割はどうかと。その部分については教育委員会でないといけないのか、町長としては、先ほど改革という言葉がございましたけども、改革というよりも今の現状、町長が進めている教育、それをどのように考えているのかお尋ねしたいと思ってるんです。再度答弁を求めたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっき申し上げた組織づくりが難しいというのは、人が少ないから難しいというふうには私は思っていないんですよ、これは。少なけりゃ少ないなりの組織づくりというのはできるわけですので、何も人が多くなければ組織つukれないというものではないと思いますので、そういうふうには私は思っていないんですね。やっぱり少ない人との中でも、そういう例えば婦人会であっても、あるいは青年組織というのは今大変難しいようですけども、老人組織であってもね、少ないなりにそういうふうに加盟をして活動はできるわけですから。そういう点では、人が少ないからそういうのは難しいというふうには思っておりません。

それから、学校教育関係については、教育委員会中心にして進められておりますけれども、それは当然、地域の中での役割もあるだろうし、あるいは家庭の中にもその役割があるだろうし、それぞれの分野の役割があると思いますけれども、町としては今のところ教育委員会のほうを中心に展開をしているということで、特段、町のこれをしなければならぬというような思いは、今のところはありません。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 先ほどの社会教育、何が困難かって町長に言われたんですけどもね、町長はそれについて明確な答えももらってませんので、いま一度それ聞きます。社会教育、要は組織づくりが人が少なくてもできるというお話です。じゃあなぜできないのか。それが原因ではないと町長言われてるんですよ。人が少ないからじゃなくて、じゃあ何が原因でできないのかってことですよ、組織づくりが。これ根幹に学校教育のほうにつながっていく話ですからね、それ再度明確に答弁をいただきたいのがまず1点。

あと、先ほど教育、学校教育についてですけども、昨今いろいろ出てましてね、今こういうのがあるんですよ。教育水準の確保と市町村の学校での自由な改革という言葉が一つ出てます。これ教育基本法にも載っております。また、その中には説明責任の徹底という言葉がございます。これは何を示すのか、後ほどまた町長とやりたいなと。また、あと保護者や地域住民の参画の拡大を図りなさいと、大きなお題目としてこの三本柱が

今あるわけですよ、改革をする上で。それを特段、町長はこれとって考えておりませんという答弁でしたので、どういう意味でそれを言われてんのかなと、ちょっと私も疑問視あります。法律の第62号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものがございます。その中の第1条の3に大綱の策定をなさいという文言が出てます。この策定とは何なんでしょう、大綱とは。一旦、町長にお尋ねをしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 組織化できない原因というのはですね、いろいろあるだろうと思いますけれども、やはり地区の中でそういうふう活動しようというふう、組織の中に入って活動しようとしている人たちがだんだん少なくなっているために、まとめられる人がいないというふうには私は思っているんです。ですから、例えば聞いてみますと、婦人会なども地区のほうで加盟している地区というのが減っていると、あるいは老人会組織もしかりだということのようですね。うちの地区なんかも見てみますと、そういうものに加盟しても、その何ていうか、お世話役って言って表現でいいかどうか分かりませんが、そういうふうにお世話役をしてくれる人がなかなかいないということも言っていましたね。やはり下からどんどんその年齢に到達して上がってくればいいですけども、まだまだそういう老人会に入る歳でないとかなんとかって、それは自分なりの判断なんですけれども、そういうことでね、なかなかその組織をつくれないう状況になっているんじゃないかというふうには思っています。それが今、実態としてはそのような受け止め方をしています。

それから後段の質問については、ちょっとこれは私も分かりませんが、もし教育委員で今さっき後段の質問について対応できる。できれば、はい。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長ね、後段の質問について分からないと、それは分からないのは仕方ないのかなと。

要綱に色麻町総合教育設置要綱というのがあるんですよ。設置要綱、これの目的、所掌事務、組織、会議、会議の公開、議事録の作成及び公表、事務局等々の文言が載っております。これを策定しなさいということなんですよ。本町は策定してるんで、そのトップは誰なのかなと、総合教育のトップ、長は誰なんだろうということなんですよ。そこについて説明責任の徹底という言葉につながる話なんです、私言ってるのは。権限を持った方には説明をする義務がある、公開をする義務があるんですよ、町長。やっぱりね、そこははっきりと把握していただきたいなと思います。これについて進めていくと、後の時間足りませんので。

そこでですね、この策定している中でちょっと気になるんですけど、町長が多分総合教育のトップということでお尋ねを再度したいと。先ほど学校教育については、教育委員会だと言われましたけども、教育委員会の活性化という言葉が昨今出ております。今出た話じゃないです。前々からこれについてのいろんな議論は出てる昨今でございますので、これを町長はどのように捉えて、制度上の上での何か今課題、在り方、本町にお

いての仕組みづくりっていうんですか、先ほど町長言った組織づくりというのもここに出てきますんで、それをどのように捉えているのかをお尋ねしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 教育委員会の活性化、活性化というのはみな全部当てはまっていくんですけども、教育委員会のこの制度上の課題ということについては、あえて私としては、特に課題は現状のところでは考えておりません。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長は今のところ課題はないと。ならば、地方分権始まっているんな課題が今出ているわけですよ。市町村教育委員会における現状を踏まえ、今どこもかしこも5人体制の中身になっている、町村議会においては大抵そういう形が多いのかな、今。そういった部分があったり、その中でそれを活性化するため、指導する立場である事務局の力量というのが問われてきていると。なおかつそれを深め、県・国とのパイプ役について今後の在り方、また、町長部局の先ほど言った総合教育、それについての関係性を今後どうするのか。また、それを町民に対して町長は説明責任を果たすということになってるんですよ。そのために公開と評価と点検というのがあるわけですよ、教育委員会における問題。町長はそれをどのように捉えているんですかと聞いてるんですが、特段、問題はないという話でございますので、問題がないというのであれば、学校評価について町長にお尋ねしたいと思います。学校評価の在り方について、町長として課題とか考え方がもしあれば、お答えいただけませんか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 冒頭の制度上ですけども、制度上については特に問題意識はないということで、学校の課題ということについては、課題はなくはないんでしょうけれども、私としては、特に今大きい課題というのはちょっと分かりません。小さい課題については、やっぱり今子供たちが学校に行けない子供もいる。あるいはいろんなその、例えばこの携帯電話等などでのね、そういうことでのいたずらというんではないでしょうけれども、そういうことでの問題があったりする。そういう課題ということはあると思いますけれども、特段、学校の運営についての大きい課題ということについては、特に感じておりません。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ならば町長にね、学校教育について課題は感じられないということでございます。1998年9月の答申、これ国の中央協議会のほうで出た言葉にあります。今後の地方教育行政の在り方についてということで、今、全ての市町村で単独で事務事業体制の充実を図ることが限界に来ているということで答申が国に出されてます。そういったことを考えますと、本町における事務事業処理についてはいかなるものか。充実を図っていらっしゃると思うんですけど、その点について課題はないのか町長にお尋ねをしておきたいなと。それが先ほど言った学校評価にもつながると思うんですけどもいかがかと。2問目の質問としてさせていただきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それでは2問目のですね、教育行政における事務事業の考え方というところの御質問かと思しますので、これについてお答えいたします。

教育については結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革、改善が漸進的である必要があると考えております。町長部局で実施している予算を伴う事務事業評価のほかに、町教育委員会として教育委員会の事務の管理及び執行状況についての点検を行っております。また、第三者機関である色麻町教育委員会事務事業点検評価委員から評価に関する意見をいただいて、毎年度、色麻町教育委員会の事務及び執行状況についての点検及び評価の結果報告書を作成し、事務運営の改善等に活用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長、今ね、事務局、教育総務課長から答弁いただきました。事務事業評価以外に教育委員会として学校教育、教育委員の事務の管理及び執行状況についての点検というものがあると。それが学校評価の部分につながるという部分になるんだとは思われます。学校評価については、その学校評価の今言われた点検のやり方、あとは第三者の評価の仕方、様々あると思います、学校評価に対してのね、査定の仕方。町長、質問したいんですけどもね、ここでね、令和3年度の実績、教育委員会で結果報告書出てるんですけど、町長見られておりますか。町長、答弁を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 一通りは目を通しております。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） これを見て、適正と町長は判断なされてるんでしょうか、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大きな問題、課題はないというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長はこれを見て、去年の9月ですよ、令和3年度の実績、まだ4年度出てませんので、これを見て町長は、評価はおおむね良好だということで判断してると。先ほどの答弁の中でも漸進的という言葉ですか、教育課長、着実に一步一步自分たちの理想に向かって進めますよということだとは思われますけども、ここにね、時間がかかり把握しにくい特性が学校という教育にはあると。ただ、ここには評価するためどうしてもデジタルが出てくるわけですよ。この数字の権限、どのような判断をしたのか私は分かりません、教育委員会として。それを基にして、3年度の事業について評価委員の意見書というものがございます。町長、これも見られておりますか。一応お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 一通りは目は通しておるんですけれども、全部端から端までこうだ、ああだって言われると、ちょっと自信はなくなりますけれども、一通りは目を通してます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 一通りは目を通された、そうすればここで気になる点、1つくらいは記憶にあるんじゃないかなと思うんですよ、町長。目を通しただけっていうだけなのか、俗にいう、めくら通しってやつですよ。それで終わったのかどうか。あんまり気にしてないんだったら気にしないでいいんですよ。実際のところどうなんです、町長。お尋ねしておきますから。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 教育関係についてはですね、私は教育長を信頼してやらせておりますので、特に大きく気にしているところはございません。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 教育長を信頼して全幅の信頼の上やっていると、それはいいですよ。しからば令和5年、当初予算幾ら組みました、色麻町の。そのうち教育費、このうち何%入ってます。お答えください、町長。自分がつくった予算ですから、どうぞ。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 何%って、ちょっとそれは今見ないと分かりませんが、今年度の予算については、どの関係もおおむね骨格ということで中心に組んだわけですので、教育関係についても、特に新しい分野の予算はなかったはずですよ。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 選挙前の骨格ということで組まれてんのは分かんですよ。令和5年、46億7,000万何がしの予算を組んで、そのうち教育費が4億9,000万ですよ、約5億ですよ、町長。全体の性質の2番目に多い予算を組んでんですよ、ここの予算比。それを全然問題ないということと言えるのかどうか。骨格だからいいだろうと町長は多分言われると思うんですよ。しからばその中でね、意見書、さっきの話に戻ります、大体約10.6%くらいだろうなと思うんです。ただ、全国においては13.6%組んでんですよ、教育費はね、平均値。色麻は比較的低いほうなんです。これが低いのが悪いとかいいとかって俺は言いません。現状を把握まずしていただきたいということを町長に申し上げておきたいなと思うんです。その中で先ほど事務事業評価についての意見書、一回は目は通したけど、めくら通ししてしまったというお話でございます。この中にね、成果、課題に対して示されてて、おおむね良好、92.98%、93%はオーケーですよと、あとまた7%については普通だと。特段何も問題はないんじゃないかという意見書が出ております。しからば、この意見書を基にして何点か質問をしたいなと思います。

まず初めに、教育委員会の運営事業についてどうなのか。おおむね良好だったということですけど、具体的に支援先でどのようなことを図ってきたのか。もしその点が頭に

あるのであれば、1点まずお尋ねしたいと。

あと、この中に2つ目として中学校の海外派遣事業、町長が一番最初のところでこれを肝煎りで作った事業でもございます。現在どうなっているのか、これを今後どうするのか。その考え、方向性、まず示していただきたいなど。

あと、先ほど5番議員が言ってましたけども、学校の給食費関係についての事業も支援事業としてここには入っていると。これをどのように判断するのかどうか。

あとは、町長の先ほどの子育て的な部分、通園確保についての事業について。これはバス輸送、送迎バス関係についてということになるのかなと思います。そういった部分についてどうなのか。

あと、大きい肝として、学校教育についてどうなのか等々、ここに載ってるんですよ。まず自分でこれを思い出しながら、分かる範囲でお答えいただければと思うんですが、いかがですか。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それではお答えします。

点検評価につきましては、点検評価委員3名の方で評価をいただいているというところでございます。まずもって教育関係の支援策についての評価というところでございますが、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、全般的に良好ですということで4という評価をいただいております。その中の支援策の主なものといたしましては、小学校の入学祝金に関すること、あと、奨学金の貸付けに関すること等々ございます。それについては評価4でございます。

あと、海外派遣事業につきましては、令和3年度につきましては、コロナ禍であったので中止となったというところを書かせていただいております。審議会を開催し、その場でコロナの関係で海外派遣は無理だということで評価を4と、審議会は開催して検討したということで4といたしたところでございます。

また、給食費の軽減措置につきましては、1食当たりの単価15%をですね、軽減したというところで、こちらも保護者の経済的負担を軽減したというところで、評価4としております。

また、スクールバス、園児バスにつきましても、安全な運行を行ったというところで、評価を4としているところでございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長、評価は聞きました。それを聞いた上で町長はどのような今回のこの件について対策を図るんですか、どういう考えかありませんかということ聞いてるんですが、いかがですか、町長として。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、具体的なことについての評価については、言われたとおりでありまして、その対策ということについては、特に変えて対策をしなくちゃならないも

のは感じておりませんが、この海外派遣、これは改めて検討をしたいというふうに思っています。このコロナ禍の3年間については、状況的には派遣できる状況にはないという判断ですので、この点については、状況を見ながら新たに検討をしたいということになります。

それから、給食費についても、今日前段の河野議員からも質問あったんですけども、これは今の状況をこのまま進めていきたいと。その中で国の動向あるいは県の動向を見極めながら、さらに検討をしなくちゃならない時期があれば、その時点で判断をするということにしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 海外派遣事業については、一旦白紙ということで考えればいいんですかね、町長の今の答弁聞くと。

また、あと給食費については、当初町長は1回目の町長選で公約は25%だった。ただ、町の財政状況を見て、15%は何とかしたいということで今までやってきております。今回もそのくらい見ながら、物価高騰の分については町で面倒見れる分は何とかできればなという話は聞いておりますから、なるほど。

しからば学校教育についてはどうなのかなということについて、さっき事務局からもおおむね良好だったという話でございます。しからば、ここに行くと、今度難しい問題いろいろあんですよね。学力向上のための対策、あと、学校内での集団活動のための対策等々という問題。簡単にいきますと学力向上、学力テストの問題が1つございます。2つ目、集団的な部分でいくと、やっぱり全国的に問題になっている不登校問題及びいじめ問題、これについては永遠のテーマでやっぱりやらなくちゃいけないと思うんですよ。これを総合教育トップの町長がどう考えていくのかなと。特段、教育長にお任せしてっから問題ないんだって話にされると、先ほど私が言った説明責任という部分につながってくるわけですよ、町長。町長としては説明責任しないんですか。私よく言うアカウントビリティーっていう言葉になるんですけど、それがどうなのか。町長、その点、この2点だけ再度お尋ねしておきます。町長としての考え、今までの経緯含めてどうなのか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 学校教育関係については、私あまり難しいことは、その要求、要望はしておらなくて、難しいか簡単か分かりませんが、やっぱり子供たちには今言った学力テスト、これは大変大事です。大事ですし、学校生活大事です。そういう中で、私としては子供たちがこの学校生活、幼稚園も含めてですけども、楽しくですね、そして、いい思い出になるような学校生活を送ってほしいものだという願いだけです。あとは、専門的な学力向上のためにどうするか、あるいは何かの問題についてはどうするかという対応については、教育長を中心にして今までどおり、やってきたとおりに進めてもらえれば結構だというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） これほどここまでいって、町長がね、教育長任せになってしまう答えが出るんですけど、それは後ほどまた質問を入れたいと思います。

その前にですね、事務事業としての在り方について、町長だったら答えられる内容が1つございます。学校の給食費という問題がございます。

去る、家庭のここに書面がございます、令和5年の4月14日付、給食センターから届いた内容でございます。題名は令和4年度学校給食費の返還についてということで。どうということかといいますと、その家庭のお子さんが学校に行かないで、不登校で、お休みになってから給食を止めていただきたいと。学校はお願いしたと、分かりましたと、学校は。それで給食を止めましたよと。ただ、事務手続の手続上の不具合があって、1か月分下ろしてしまっただと。それを昨年5月の段階で、こういうわけで間違っただと下ろしてしまいましたんで、後ほど返還しますというお話なんです。その通知が何と1年かかって今年の4月、去年の4月の件ですよ、今年の4月にお返しします。文面にはこのように載ってます。今後このようなことのないよう確認を徹底してまいります。どうぞよろしくお願い致しますと。一文なんです。行政の事務手続の処理の今不備があちこちで出てる中、町長はそういった部分どのように捉えてんのか。こいつって教育行政の一環の一つじゃないですか、事務事業の適正という部分。聞いてんでしょ、町長は多分。その1家庭、1件だけではないと思いますよ。何件か多分あるんじゃないかと私は思われます。ただ、聞いてませんから。とあるうちの家庭として1件、私はここで書面もありますから、見せられて。それをちょっと町長はどう取ってんのか。町長として町の職員の統括する立場の方でございますので。

例えばですよ、町長、これね、揚げ足取られる可能性あんですよ。町がこれで通知一つ送ってごめんなさい、後でお金お返ししますって。例えば水道費一つ、その家庭で払うの忘れてた、1年後払うからって言われたらどうします、ごめんなさいって。そいつと同じ話なんです。しっかりとそこは説明責任しなくちゃいけないんじゃないですか。通知一つ、電話一本で済む話じゃないんですよ。町民を愚弄してんじゃないんですからね。主権は町民にあんですよ、町長。それを徹底して職員に訓示するのが町長の立場じゃないんですかと思うんですけど、それも含めて行政教育、先ほどの件につながるんじゃないんでしょうか。どうですか、答弁を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 全く言われたとおりであります。事務の怠慢というほかにありませんので、私の責任だということになりますので、この場をお借りして改めておわびを申し上げたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 9 分 休憩

午後 3 時 1 3 分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。3 番相原和洋議員。はい、どうぞ。

○3 番（相原和洋君） 引き続き質問をさせていただきます。

先ほど町長のね、誠に申し訳なかったというおわびをいただきました。これ私にしてください話ではございません。今後こういうことがぜひね、起きないようにしていただきたいということを危惧してお話ししているわけです。昨年も社会教育課で事務処理の手続で間違いが 1 つあったり、様々ありましたよね、町長ね、覚えてます。支払しなくちゃいけないのを年度末ぎりぎりまで引っ張ってしまって、見つかんなくて出てきたとか、それと同じなんです、これ。やっぱり町長がしっかりと職員、課長方を含めそこは指導すべき話ではないかなということね、これはしておきたいと思いましたので。これこんなに言ってもしょうがないですから、今後二度とこのようなことがないように、切望はこれしておきたいと思えます。

また、先ほど意見書について話をしている途中でございました。学校教育について学力テスト、不登校どうのこうのという話で話をし、後ほど聞きますよということ言っていました。

学力テスト、毎年毎年全国の共通学力テストというものがございます。小学校 6 年生、中学校 3 年生、本校においては今年度から小学校というか、前期課程の 6 年生、後期課程の 9 年生と言えよろしいんでしょうか、そういった方が受けられるテストのことなんですけども、一昨年学力テストの全国の結果が出ました。まだ今年度分については出てないみたいなんでね。そんで宮城県の小・中学校ともに全国の平均を下回る結果だったと。県の教育委員会は相当ここは危惧しているお話でございます。実際行って私も聞きました。県の教育長、今替わりましたけど、前教育長ですか、伊藤昭代教育長はやっぱりその点は危惧してたなというのは感じられます。そういったところで本校色麻学園は昨年度どうだったのか、学力テスト。私どもに示されてませんし、何も私は聞いておりませんので、今回教育行政という部分を聞いているわけですから、そん中の学力向上について、どういった結果になり、それを今後どう対策していくのか。その点をお尋ねしておきたいなと思えますけど、いかがですか、町長。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） それではお答えをいたします。令和 4 年 9 月議会においても同様の質問がありお答えさせていただきました。改めてお答えいたします。

昨年度の全国学力・学習状況調査は令和 4 年 4 月 19 日に全国一斉に実施されました。ちなみに本年度は令和 5 年 4 月 18 日に実施しており、結果はまだ報告されておられません。

昨年度調査は小学6年生及び中学3年生を対象に、国語、算数・数学、理科の3教科、児童・生徒の学習状況についての質問がありました。調査結果については、学力状況調査は学力の一部を表すものであり、学校における教育活動の一側面であること、平均正答数や、平均正答率などの数値を公表することにより、学校間の序列化や過度の競争をあおるおそれがあることにより、数値での公表はこれまでどおり差し控えさせていただいております。

小学校においては、全体的に見ると、国語については県平均と同じです。算数、理科については、県平均をやや下回っていますが、ほぼ同じです。中学校においては、国語、数学、理科ともに県平均を下回っております。この調査結果は、教育委員会、学校それぞれで詳細に分析を行い、課題に対して自分の考えを持ち、友達の考えをよく聞いて考えを深め、表現する学習を充実させる、一斉学習、個別学習、共同学習のそれぞれの場面において、i P a dの目的に合った効果的な活用を図ることが必要であると考え、各教科での授業改善を図っております。

令和4年度に前期課程、小学校課程で実施してございました標準学力検査とi - c h e c kを本年度から後期課程、いわゆる中学校課程にも導入し、より義務教育9年間の連続性を意識した学力向上に向けての取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） ただいま教育長の答弁を聞くとところによると、小学校については、算数と理科については県の平均値のやや下くらい、またはほぼ同額という、同数字ということで聞いてます。中学校においては、国語、数学、理科ともに県の平均値以下ということでございますよね。ここにですね、昨年7月28日に、これは河北かな、多分、東北のニュースも含めてですけども、算数について小学校の平均正答率というのかな、宮城県が算数の正解率が全国の最下位だったと、宮城県が最下位。最下位の中で、宮城県の中の色麻町の色麻学園については、小学校はやや下回っていたということかな、こういうことでいくと。あと、それ以外の中学校についても同様で、特にこれ見ると数学は極めて悪かったと、県のほうは。その悪かったものより、さらに本町の数学は悪かったという答弁に聞き取れます。それに対する対策、今回の調査結果を基にして教育委員会ではどう分析をしたかということをお聞きしたいんですけども、その前の答弁でね、教育長がね、学校間の序列化及び過度な競争をあおるおそれがあるという答弁をいただいております。ちなみにお尋ねします。競争することは悪いことでしょうか。教育長、お尋ねします。

○議長（中山 哲君） 教育長。

○教育長（半田宏史君） 競争自体は悪いことではありません。先ほどお話しした、いわゆる学校間の競争、過度なですね、についてはですね、この学力状況テストが始まったときから言われております。それで色麻町はもちろん1校だけなので、この色麻町内だけでの競争というのはありませんが、やっぱり隣接市町村見てもですね、公表していない

ところが多いので、このようにさせていただいております。また、色麻は1校で、いわゆる児童・生徒数も少ないので、そうなることでこの数値がですね、一人歩きして、今年の6年生はとかですね、そういうことにもなりかねないので、このような公表の仕方御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 数値の公表がどうのこうのとは言いません。数値については、インターネット見れば全て今ね、全国の都道府県について、ここが16問中何点とかいうのは出てますから、それはいいです。要は、本町においては中学校、小学校というのは今なくなって、義務教育学校1校だけです。ただ9年生については、その先には今度受験というのが控えておるんです。否応にそこで数字の競争というのが生まれると思うんですよね。ね、町長、そう思いますよね。なおかつ、今、受験対策いろいろあるわけですよ。特色選抜から共通選抜ですか、昔と変わってきているわけですよ。私るとき、町長るときも違うと思います。そういうことを加味すると、やっぱり数字というのは、逃げるに逃げられない部分なんですよ。色麻のね、生徒だけで競争すんだったらいざ知らず、今、学区制ではないんですよ、全区制なんですよ。どこでも受けれるわけですよ。そうすればレベルの高い子は高いところに行きたがる、そういうことができる今世界なんです、社会なんですよ。そうした中で、よりよい教育を受けたいというお子さんに対して、その競争の原理というのをどのように教育の中で進めていくのか、これは非常に必要なことではないかと思うんです。それも含めて学校教育を今後どうしていくのか、義務教育学校のグランドビジョンつくる校長先生どうすんのか、そういった部分、多分考えていらっしゃるのではないかなと。そのために、さらに強化するために、学校運営協議会なるもん発足したりしてますし、指導主事も教育委員会に置いたり、いろいろしているわけですよ。約5億の金を使ってね、今、町が。子供たちにそれだけ金をかけて、将来を担う子をつくりたいということでやってるわけですよ。そしたら、やっぱりその数字ってものに対しては、逃げてはいけないと私思いますよ。競争することは悪いことでない、それは分かってます、さっき言ったとおり。ただ、あおんないようにするためにどうするか、その対策さえすればやっていけんじゃないですか。

ちなみに、令和5年において県から学校教育の方針と重点という冊子が、多分88ページの冊子出てるはずですよ。この中に何て載ってます、教育方針について。県の方針だっているいろいろあります。それを基にして町が今後どのように学校は進めんのか、教育委員会としてはそれをどのようにサポートすんのか、やっぱりそこは必要じゃないか。それをやっぱり町長に進言しながら、総合教育の長としてどういう形を取ったらいいか考えるというのも町長だと思うんですよ。そういったことをトータルで考えていただきたい。それは行政の中の学校行政という部分にはなるのではないかなと思うんです。そういった部分を町長どう考えていらっしゃるか、再度答弁をもう一度求めたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 町長ということで名指しをされれば、これはあれですけれども、教育関係についてはさっき申し上げたとおりで、教育長を中心に学校とも連携を取りながら進めておりますので、具体的な対策については、それは教育長を中心にしてやってほしいということになります。ただ私としても気がかりなのはですね、うちの子供たちだけではないようなんですけれども、今やっぱりパソコンとかそういうのは大変大事だということとは分かるんですが、どうもその字でもあるいは英語でも、読めるんですけれども、書けないんだそうですね。そういう子供たちが大分多いというふうになってるんだそうですよ。多分、うちの町の子供たちもそういうふうになっているんじゃないかというふうには思うんですよ。その辺のところもこれから対応すべく、具体的にどうするかについては、私はなかなかそれは分かりませんが、教育長ともちょっと相談をしてみたいものだなというふうには思っております。いずれ我が町の子供たちが競争にも勝てるようになれば、それに越したことはございませんし、競争そのものが悪いというわけでもないということで、そのとおりだと思いますので、その上で冒頭申し上げたように、私としては、子供たちはこの学園の生活が楽しくて、そして、充実されればいいなというふうにはしか思っておりませんので、内容については教育長のほうにお願いをすると、こういうことになろうと思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、町長の答弁いただいてね、内容については教育長。読むことはできるけど、書けないお子さんが増えてきてる、英語なんかはよくもそうだとことです。私自身から言えば、まず読むののほうが先じゃないのかなと。物を読めなければ理解できないんですから。理解をした上で書ければいいんじゃないかと、読み書きという言葉があるくらいですから。どっちが先かっつたらば、読むほうが先だと思うんですよ。そこをやっぱりしっかりとやっていただくためには学校教育の、学校の先生の資質という問題、技量という問題が問われます。そこは町長のほうから教育長にね、どういった先生を色麻の今の義務教育学校に必要なのかをしっかりと示していただいて、ジェネラルマネージャーである教育長がどういう先生を、それをピックアップしてこの義務教育学校に引っ張ってくるか、これが一番の問題だと私は思ってます。それを基にして今の菅原校長の考えているグランドビジョンをどのように現実化するつつのが町のサポートかなと思っておりますので、引き続きそこはしっかりと町長及び教育長にはやっていただきたいということを切望しておきたいなと思っております。

4問目に入りたいと思います。

今、町長がいろいろお話しいただきました。ただ、一番最初の原点に戻ります。町長の肝煎りの民間に委託した認定こども園、なおかつ、義務教育学校との今後の関わり、今まで幼稚園については文科省、教育委員会の所管でございました。それが総務省、内閣府の形で今なってます。これを今後どのような関わり方で本町の今までの教育を推進しながら教育行政の在り方を進めていくのか、それについて町長にお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（今野 健君） まずもって、私のほうから認定こども園の進捗というか、そちらの進み具合についてですね、お話をしたいと思います。

認定こども園につきましては、令和6年4月開園を目指しまして、現在、具体的な部分については、運営法人が中心となって進めているところでございます。その準備の中でですね、認定こども園と義務教育学校の連携につきましても、現在の色麻幼稚園と義務教育学校の連携がどのように行われているかなどを確認しまして、開園後もですね、その連携を維持して継続できるように検討しているというふうに伺っております。

また、町としましては、今まで行っていました教育委員の幼稚園の訪問、こちらについては、認定こども園開園後もですね、継続して実施をしたいというふうに考えております。

あと、認定こども園の教育の在り方についてでございますが、幼児期の教育、保育につきましましては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期でございます。運営法人に対しましては、国が定める幼保連携型認定こども園、教育保育要領で定められている教育、保育に関する狙い、健康、人間関係、環境、言葉、表現のこの5領域を遵守しまして、さらに町の認定こども園基本方針及び整備方針で示しました町が目指す認定こども園の基本理念であったり、教育保育方針を理解していただき、事業運営を行っていただきたいというふうに思っております。

また、運営法人と関係者で構成する仮称色麻町子育て支援連絡協議会を設置しまして、民と公との連携を図りながら、本町の目指す幼児教育を推進していきたいというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、子育て支援室長から答弁をいただきました。健康、人間関係、環境、言語、表現、そういった部分の基本的な人間形成の部分をしっかりやっていて、本町の目指す幼児教育に推進したいよということで御理解すればいいのかなど。

各、今、あちこちでこういった部分の問題が自治体で起きております。現状の課題、認定こども園的な民間に委ね、それをどのように小学校、中学校につなげていくのか。かなりここについては様々な要素、違いがあるわけですから、民間と行政におけるの違い。それをどのようにすり合わせをしながら進めていくのか、非常にここは大きいところだと思いますよ。なおかつこれを子供を育てている親御さんにどう示していくかというのも行政の説明責任だと思われま。町長、そうですね。それをしっかりと本町の目指す幼児教育なんだということを表していただきたい。目標としている、本町の目指す幼児教育って何なんですかね、町長ね。非常にここが難しいところで、やっぱりこの認定こども園と義務教育学校の接続の部分が一番厳しいところ。ここ各自治体の今、懸念材料の課題なんです。町長としてはその課題をどう捉えているか、ちょっとそっだけ質問しておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 町が目指すということになるんですけれども、やっぱりまず教育全般にわたってですけれども、幼児教育もやっぱり伸び伸びと遊びの中から結局は自分の力を養っていくものだというふうに思っていますので、そういうこれはその民間であろうと、あるいはその官の運営であろうと、その辺は変わらないんですね。それで、町の方針を伝えるということで、さっき課長から言ったような会合を持ちたい、持っていくということになります。いずれにしても、義務教育関係等のつながりは、しっかり大事にしていかなくちゃならないというふうに思っていますので、これまでと同じようにそういう考えで、交流関係も含めてそれは指示したいというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長から今答弁いただいてね、しっかりと指導し、町の教育方針を民間に伝えながらやっていくと。一番最初に町長がお話ししたとおり、家庭教育があって、学校教育があって、社会教育がある。全てトータルで考えた教育行政を考えていただきたい。それを今回の質問で切望しますので、それだけはしっかりとやっていただきたいと思うので、よろしいですね。それをいま一度力強いお言葉をいただきたいんで、そうやるということよろしいですか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 我が町の大事な将来を担う子供たちでありますし、それから町民全てでありますので、今言われたとおり、当然でありますけれども幼児教育も、あるいは学校教育も社会教育も全て大事でありますので、しっかりとやっていくということを言わせていただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 引き続き2問目に入りたいと思います。

2問目について、汚染牧草処理についてということで町長のほうに通告させてもらっております。これについては令和元年、この中で3月、6月、9月、12月、私もしつこいくらい、4回以上ですか、町長と質問をやり取りさせてもらってます。すき込みの進め方、風評被害、地区住民への事後報告という文言がいろいろありました。町長もしつこいなどは思われるでしょうけれども、そう思わずね、説明責任する立場の方でございますので、そこを踏まえながら答弁をいただきたいなと思います。

昨年度ね、実施できなかった放射能汚染牧草処理について、今年度は小栗山地区、平沢地区、王城寺原地区のほうに400ベクレル以下についてはすき込みをしますよと、当初でもこれを組んで可決しております。まず、今回すき込みする場所、住所、住所ですよ、町長、言っておきますからね、あと、何か所にするのか、まずお答えください。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 相原和洋議員の2つ目の質問、汚染牧草の処理に関してということでございますが、今年度すき込みする場所及び住所、住所あれば場所も分かるわけですが、何か所を予定しているのかということであるようですが、すき込みの場所に関しては小栗山字大日蔭、それから平沢字南山、それから平沢字沼野山、それから

王城寺字八原の4か所でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 住所、町長から今いただきました。地番はどうなってますか。答えられますよね、地番。前に答えてんですよ、この件。答えてください。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

まず、小栗山字大日蔭のですね、地番でございます。1-23、1-24、1-25、1-26でございます。平沢字南山については、1-5でございます。あと、平沢字沼野山につきましては、1-78からですね、1-88までとなっております。（「八原」の声あり）すいません、ちょっと八原については資料に、手持ち、お持ちしてなかったもので、後から回答させていただきます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、課長から地番等いただきました。しからば、この場所4か所について、まず初めに町有地でしょうか、民有地でしょうか。

2点目、過去にやった場所はございますか。お尋ねをしておきます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

今の申し上げた場所については、全て私有地になってございます。

あと、2点目の過去にやった場所ということで、王城寺原、八原につきましては令和元年度に実施した場所となっております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今、町長ね、課長からの答弁、全て民有地、私有地という答弁いただきました。なおかつ、過去にやった場所もあると。なるほど、今回もそういう形で進めるということですね。分かりました。

2件目に入ります。

すき込みする重量、またロール数等あります。すき込みの予定地に、具体的にどれだけの量、どういった計画で進めるのか、簡単でいいですからお答えください。できれば当初予算で、産業振興費で委託料5,183万8,000円つけてんですよね、この事業ね。国の特交で2分の1、補助金で2分の1、ほぼ国費100%の内容でございますので、簡単でいいですから、分かりやすく答弁をお願いします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

最初の前提条件ということで、すき込みできる数量ですが、10アール当たり実測値で2トンという指示が出ておりますので、その基準に基づきまして選定した圃場のほうにすき込みのほうを計画しております。具体的な処理計画ということで、小栗山の小栗山字大日蔭1.91ヘクタールに対し、ロール数で129個、推定重量で30.91トンでございます。

平沢字南山については3.62ヘクタールに対し、ロールが81個で、これも推定重量で74.61トン、平沢字沼野山につきましては1.06ヘクタールに対し39個、推定重量で18.84トン、王城寺原、八原については6.8ヘクタールに対し219個、145.28トンの推計重量です。すき込み予定としております。ただ、現在までの処理の実績から見てですね、実測値が推計値より低くなっている状況でございますので、場合によっては各圃場に対する投入の個数の変更もあり得るかと思っております。なおかつ、400ペクレル超の牧草の再測定を実施した上で基準値以下となれば、そういったものも追加で処理することも見込んでいる状況でございます。

あと、当初予算です。委託料ということで5,183万8,000円ほど、委託料という形ですき込みのほうの予算化をしている状況となっております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 課長から今答弁いただきましたので、数字についてそれ以上は言いません。

なお、今回の業者の選定の仕方はどうすんのか、契約の内容はどういった内容なのかをお尋ねしておきたいなと思っております。まだこれから契約なのか、もう契約なされたのか、そこも踏まえてお答えください。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

業者につきましては、今までこれまでの実績です。みやぎ農業振興公社のほうにお願いしてございまして、引き続きお願いしたいなと思っております。契約についてはこれからというような形で進めさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 見積り、今回取ったのも公社で取られているということで聞き及んでおります。契約方法については、特命随意契約ということでよろしいんですか。再度お尋ねをしておきます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） これからですね、指名委員会等を開催する予定になっておりますので、そのような方向で進めさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） さっきの答弁を聞いてて、あくまで俺は随意かなと私は思ったんです。ただ指名委員会を設けてやるということで、過去2回やってんのもこれ随契でやられてたのではないのでしょうか。いかがですか、お尋ねください。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（浅野 裕君） お答えいたします。

過去もですね、随意契約のほうで実施してございます。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 指名委員会は諮っても随契でやられるということじゃないんですかということを知っているんですけど、町長どうなんです。課長に聞く答弁じゃないんで、これは町長に聞いたほうがいいかなと思ってね。しっかりと答弁ください。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 仮にそういう形になろうとも、やはり指名委員会の中でまず検討をしてもらうということです。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 検討委員会の中で決める際の基準は何を基にするんですか、町長。地方自治法の167条の2第1項の何を適用してやられるんですか、お尋ねください。議長、時間。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） あのね、町長ね、これ過去にもやってんですよ。167条の2第1項の3というのを利用して前はやってんですよ、3を。それで事例が過去にあるからということで私は説明受けてるんですよ、ね、町長。ただ、そんなときね、事例が本当にあったかどうか定かじゃないんですよ、私。今となって過去の話しませんが、だから、今回もそれを基にしてやられるのではないかなということでお尋ねしてんですけど、その部分が何か曖昧模糊で答えられないというのは何なのかなと。そこを追求するのどうのこうのはしません。ただ、しっかりとした検討委員会をしていただきたいなと思いますよね。なおかつ今回ね、町長ね、ここに積算書頂きました、情報開示かけて。全て数字出てんですよ。前回見積書頂いたとき真っ黒け、この違いって何なんですかね。ちょっとその辺りが分かんないですよ。色麻町の情報開示条例の中の第6条の3に何と載ってるかお答えください。副町長でもいいです、これは。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 探すの時間かかるんで、私のほうでお答えしますね。

過去にね、町長ね、私ね、令和元年のとき頂いたここに公文書情報開示通知書あるんですよ。この中にね、色麻町情報開示条例の第6条3項に該当するというので部分開示しかもらえなかったんです、真っ黒で。ここも調べて、この6条の3号って何なんだろうって調べてみたんです、私。ここを見ると、6条3号「法人、その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動上の利益が著しく損なわれると認められるもの」ということが載ってます。要は損なっては行けませんよということがここに情報開示の部分として載ってます。この中に「ただし、次に掲げる情報を除く」という言葉があります。それは何か。「公開することが公益上必要と認められる情報」ということですよ、公益上の必要。今回は国のお金というものを町で事業を進めるという形です。あくまで委託するって話言うでしょうけども、事業は町で委託しても町ですることをございます。公益上必要だ

から出さなくちゃいけないんですよってことになってんですよ、色麻町の公開条例。それを前は真っ黒け、今回は出してきて、これは適正なんだろうなと私思いますよ。やっぱりそういった部分を部分的にしっかりとやっていただきたいなと思うんです。

なおかつ随意契約をするのであれば、目的がね、競争に適さない契約をするときという文言もございます。今回のこれを審査委員会に諮った際、競争として適さないのか適すのか私は分かりません。それをどういう判断するかは審査委員会のほうで決めるんでしょうから。ただ、それを決めた際はしっかりとね、説明をしていただきたいなと思います。この点については何とかそこをね、しっかりと分かるようにしていただきたいなと思われま。

3点目に入ります。

過去2回のすき込みを民有地でやられておりますけども、今回、町有地である気はなかったのか。先ほどの答弁聞くと、全て民有地ですよと。なぜ民有地なのか、町有地ではできないのか。その点についてお尋ねをしておきたいと思います、町長。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは民有地であろうと、町有地であろうと、農地であればできます。あくまでも申込み、申入れを受けたところにすき込むということにはなりません。これは前から言っておったんですけれども、基本的には、自分で保管しているものは自分の草地にすき込むのが基本ですよというふうなことを言っておりました。ただ、この自分だけでやるということになりますと、この補助金、補助事業が該当にならないということですので、これを町でやるということになります。ですけれども、今申し上げたとおり、自らのその草地にすき込みを希望すればそこは利用さしてもらおうと、こういうことです。別に民有地でなければ駄目だとか、町有地では駄目だとか、そういうことは一向にございません。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長、過去にね、小栗山地区、民有地にするとこして反対されたわけですよ。てっきりね、多分民有地にすつと反対されっから、したくねえのかなと私思ったんです、勝手に。勝手にだよ、私はね。ただ町長はすき込みをしていただきたい民有地の持ち主がいるから、その人にしてあげたいんだと、してあげたいんだっていう話なんです。すぐ近く、民有地よりも町有地あんであれば、ほかから集めてきてもそこにできないわけではないわけですから、町の事業なので町の土地にすき込みしたっていいわけでしょうってこと。だからなぜしないんですかって。そっちのね、民有地にある方は、自分の分だけやればいいわけでしょうと。ただ、それが色分けできないからって町長は言うかもしれない。だったら町有地に全部集めてやったっていいじゃないですかと私は思うんですよ。それを町長はなぜしないんですかって聞いてんですけど。再度答弁を求めますよ。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 前回はね、前回ってそのときの話としては、町有地で集め

てそれから持っていこうと、こういうふうな考えでしたんですよ。ところがその地区の人たちに猛反発を受けて、極端な話ね、そういうの運ぶときに道路通ってもらっても困るって、道路、別にここの地区の人たちの道路でないんだけど、そういう過激な話まで受けたんです。そういうことの経過があって、その町有地を活用しようとしたときは断念せざるを得なかったということで、何もその町有地がどうだということではないんですよ、これは。周りの人たちに協力さえしてもらえば、何ら問題ないんです。今言ったような経過があったということです。それで、今でも町有地はやれますよ、今からでも町有地はやりますけれども、これは比較的この第三者からいくと、要らないものという考えですけども、実際は、これを受けてやってもらう人は、草地改良にもなるわけですよ、自分の金出さなくて。民有地に入れるということは、そこでの有機質を入れるということもさることながら、一緒に草地改良もしてもらえるわけですよ。ですから、個人的には希望をされる人が結構あるとこういうことで、そこを利用さしてもらうとこういうことです。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の答弁聞くとね、やや大変失礼な言い方、詭弁に聞こえんの、私は。やってもらいたくないって人がいる。ただし草地、自分持ってる所にすき込みしてほしい人もいる。それは過去、令和元年に町長が説明会行って反対され、通るなどまで言われた。ただ今回、令和5年度については、説明会してないわけですよ、町長。したら、やってもいいんじゃないかって人が出るかもしれない。時間の経過って人の考え変わりますから。町長の答弁だって令和元年の答弁と今の答弁違いますよ。人は変わるわけですから、話したらいいんじゃないですか、町民の理解をいただいて。要は、町長は簡単にできる方向を選んでもというふうにしかならないんです。それを私有地を持ってる方の言い訳にして言ってるような気すんですよ、私はね。ただ、その私有地の周りの住民の方は嫌だって人いっかもしんない、逆にね。そういった方に対してどうなのかな。そういった気遣いというか、行政のトップとしての考え方といいますか、ちょっと疑問視私はあるんですよ。そういうことは一体どうなのか。くどいようですけど、再度答弁を求めたいと思います、その点を含め。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これ詭弁でも何でもありませんよ、これはね。別に嫌な人のところにぎりぎり持っていっているわけではないんで、自ら草地を持っている人が私の草地に入れてもらって結構ですよということです。そこを利用さしてもらっているということですよ。ですから、そういう中で町有地も活用も可能だし、どういう形であろうとも、とにかくこれは一日でも早く町民の目の届く範囲の中からは処分をしたいということです。

それから、近辺の人たちのことということもありますけれども、特にそれは、その地区の区長さんのほうには連絡しますけれども、近辺の人たちの了解まで考えてはおりません。あくまでもこれは一般ごみ扱いだという取扱いですので、普通の一般ごみと同じ

考えですので、例えば普通の堆肥を入れるのにも、別に隣の人たちに許可をもらって入れるわけでもございませんし、そういう考えでこれは扱っているということで理解をしてほしいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の今の話聞くとね、だんだんだんだん私もまた過去に遡った答弁を思い出すわけですよ。説明をしなくてもいい、一般ごみだからいいんだよと、そういう話なされた。そうすると、先ほどの町長の答弁の中で、担当のその当たってる区長さんにお話ししてるようなお話です。今回すき込みを予定している場所に対して、周辺住民に対してと私質問を出してるんですけど、これに対して説明はする気はないということ承ればよろしいんですか。どうです、町長。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そのとおりです。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 一般ごみだからする必要はないということで再度承ればよろしいんですか。だからする必要はないと。くどいようですけど、いま一度答弁をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） それも含めてこれまでの実績等を考えて、地区の区長さんのほうには連絡をしておりますし、地区の区長さんのほうからもあえて説明を求められておりません。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） あのね、町長ね、これ非常に大きい問題ですよ。2か月後、町長イベント抱えてんですからね、しっかりとした説明責任をすべきだと私思うんですよ。区長さんのほうから求められないから説明会しなくていい、一般ごみだからなくていい。しからば、過去に新聞で叩かれた経緯あんですよ、町長、事後報告。今回これやって、同じ場所ですき込みして、同じく叩かれたり、風評被害で訴えられたりしたらどうすんですか、町長。責任持てるんですか。心して答弁してください。いま一度お願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 仮に風評被害ということになれば、これは国のほうで考えてもらうということになりますので、訴えられるかどうか分かりませんが、これまでの実績からいって、そういう風評被害という問題はないというふうに思っておりますし、町としても当初からこれをやる場合に、実証実験もやって大丈夫だということで始めておりますので、そういう問題はないものというふうに思っております。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長ね、風評被害つつうのはね、別にね、被害が出たとか、数値がこうだからって話だけじゃないんですよ。イメージつつうのがあんですよ、イメージ。

分かります。例えばその周辺で同じく農家、酪農をしている方が、自分のところの乳牛をとある業者に引き取ってもらっている方が引き取ってもらえなくなった場合、例えばですよ、仮の例ですから。町長がさっき仮だったから私も仮で話しますけど。引き取ってもらえなくなった場合、損害が生まれた場合、誰が責任持つんですか。相手方に何で引き取ってもらえない、近くで何かすき込みなされたみたい、うちとしては安全を第一に売ってる会社ですから、極力そういうところとはお付き合いしたくないとか言われたときに、この件莫大な損失が出ましたと。その方は泣き寝入りすればいいんですか。誰がそれを責任持つんです。だから、町長の説明責任というのは非常に大きいんですよということを私さっきから言ってんですよ。理解をしていただいた上で進めて、その中で何とかお願いをして御理解をいただく。アカウンタビリティの仕組みってそうじゃないですか。要は説明責任を果たすつつうのは、自分が言ったから終わりじゃないんですよ。相手に理解をしてもらって、初めて説明責任を果たすってことなんです。町長も町の政治家のトップですから、果たすためにはどうするか考えていただきたい。だから再三私は町長に説明責任の重さ、権限を持った人の厳格さというのがあるんですよってことを訴えてんですよ。これをするなどは言ってないんです。しても相手に理解を、町民にいただくような方向づけを町長はしなくてはいけないんでないんですかってことを再三今まで町長と議論してきたんですよ。町長は持ってる方の負担を軽減したい。それは分かる。それは分かるけど、片や町の金を使って自分たちの知らないところでやられたときに、いつの間にかって言われて、何でそんなこと町でしたのや、誰がそれを認めたのか、議会で認めたのかって俺言われたくないですよ、私は。確かに可決はしました。内容についても把握してます。ただ、それについては、説明責任をするもんだらうということで私どもは承ってるつもりです、私はね。町長がしっかりと町民に自分の事業について説明をし、御理解をいただいて町長としての説明責任を果たすんだということを念頭に置いての提案だといつも思ってます。そういう形で多分やられてんですよ、町長はね。各課長たちもそういうつもりで事業をなされていると私は思ってるんですよ。それを説明求められないからしないんだ。じゃあ、聞かれなければ答えないんだって話ですか。言う必要ないんだってことですか、町長は。果たしてそれが説明責任を果たすってことになるんでしょうかね。ちょっと私は懸念材料としてあると思いますよ。くどいようですけど、いま一度説明責任を果たすということについて、町長は本当にどのように考えてんのか、再度お尋ねしておきます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは初めてやるわけでないわけですね。ですので、多くの皆さんには理解はしてもらっているものということで、これまでは進めてきたつもりであります。風評被害については、当然そういうことがあれば、これは国の責任の中でやってもらう必要がございます。それは町が間に入って当然そういうことを、要求をさせていただきます。それから説明責任、これは当然あります。ありますが、その地区の中での区長さんをお願いをしてこういうことをやるよということ、もちろんこれは伝えてお

かなければならないと思っておりますので、そうした中でもし住民の皆さんから説明を求められれば、それには出向きますよということは申し上げて当然おります。そうでなければ、理解されているものということで私のほうでは進めたいと、こういうことではありません。

○議長（中山 哲君） 相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 町長の今の答弁聞きますと、区長さん任せですよな、完全に。区長さんが説明、町長から話をして、説明求めたら俺出ていくからね、だからそういうことでね、じゃあ区長さんのほうが説明すっかどおかは、区長さん任せっからねって話に聞こえんですよ。自分でやる事業でしょう。自分の口で行動を起こして地区の方に、町長自ら行かなくてもいいですよ、課長たちなり、こういうわけですき込みしますんで、それについて何かあればお話は承りますというくらいの気持ちを持ったらいんじゃないんですか。特に同じ場所で今回する場所、1か所あんですよ。その地区でね、また同じようにね、騒がれて、何でしねえんだと後から出てきて、おわびしたくないじゃないですか。再三さっきも私にもおわびしてるみたいですけど、そういうことのないように、適正に、当たり前のことは当たり前の事業として進めていただきたいということを俺はお願いしてんですよ。そういう意味での説明責任だと私は思うんです。これをこれ以上議論しても町長となかなかね、詰め切れない部分はあります。ただ、やるんであればやっぱり町のことの事業です。

○議長（中山 哲君） 相原議員、持ち時間が終了しました。

以上で、3番相原和洋議員の一般質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後4時06分 休憩

午後4時11分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、1番大内直子議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。1番大内直子議員。

〔1番 大内直子君 登壇〕

○1番（大内直子君） それでは、一般質問を始めたいと思います。

今回は1つだけ、八森山風力発電計画白紙撤回に関する事務手続についてお伺いしたいと思います。

1番、そうですね、風力発電計画の中で、事業者は風力発電に使う土地を借りることが一番大事な手続です。土地を借りることができれば固定価格買取制度、FIT制度とも言いますが、その固定価格買取制度の認定を国からもらえるからです。色麻町の場合、

風力発電の事業計画地は町有地になってますから、事業者は色麻町から土地を借りなければなりません。それで土地を貸してくださいと色麻町に来られました。色麻町では令和2年12月24日に土地を貸すことはできるという賃貸証明書を発行しています。今日の一般質問は、この賃貸証明書について行いたいと思います。

まず1問目です。八森山風力発電計画に関する賃貸証明書について、町としては取り消さないというお考えに変わりはないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大内直子議員の風力発電関係についての質問がありましたので、答弁させていただきたいと思います。

賃貸義務については前から話ししたとおり、これは負わないということで申し上げておりましたので、取消しするつもりはございません。詳しく説明を申し上げたいと思いますが、この賃貸証明書、令和2年、先ほど出ましたように、12月24日付で株式会社グリーンパワーインベストメント社に対して発出をした書類でございます。この証明書の概要は、町内の保安林4筆を賃貸する用意があることを、証明をいたしております。依頼人が再エネ特措法に基づいて事業計画認定を取得できない場合や、送配電事業者の接続の同意を得ることができない場合には、適用はしません。色麻町はこの文書によって賃貸義務を負うものではないということを付け加えております。また、依頼人が事業計画認定申請の目的以外に使用した場合、この文書の効力は消滅をするというふうになっております。

冒頭申し上げたとおり、消さないということに言いましたとおりでありますけれども、この賃貸証明書を取り消そうとする場合には、行政手続法に定める不利益処分に該当することとなり、法第13条の定めによって聴聞や弁明の機会の付与など一定の手続が必要となります。土地を貸し出さない旨を既に伝達していること、あるいは取消しには相当程度の事務負担が発生することを考え併せまして、賃貸証明書の取消しをあえて行わないというふうに判断しております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 今の説明の中で、色麻町はこの文書によって賃貸義務を負うものではないというのがありました。ここは大事な部分です。この賃貸証明書は賃貸契約書ではない、必ず貸すと約束したわけではなく、この文書の位置づけとしては契約書とは別の種類の公文書だと考えますが、それでいいでしょうか。（「すいません、議長」の声あり）

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今、確認させていただきますので、もう一回ちょっとお願いします。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） この賃貸証明書は、賃貸契約書ではありませんね。賃貸契約書で

はなくて、契約書とは別の種類の公文書だと思うんですが、位置づけとしてそういうことだと考えていいでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 位置づけとしてはそのとおりだと思います。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 先ほど賃貸証明書の中身を丁寧に説明していただいたわけですが、賃貸証明書に、第1行目に書かれている文を丸々抜いた説明でした。一番大事な部分を抜かしてあるということは、それを町民に知られたくないということでしょうか。1行目の文というのは、この賃貸証明書は何のための文書なのかということが書かれています。何て書いてあるかということ、証明者は下記の土地について、依頼人に対して賃貸する用意があることを証明いたしますと書いてあります。証明者というのは、つまり色麻町の代表として町長です。証明者は小栗山、平沢にある4筆の町有地を風力発電事業者に対して貸す用意があります。つまり貸してもいいですよということが書いてある、これが賃貸証明書の中身です。

まず、町長にお聞きします。賃貸証明書には、風力発電事業者に対して土地を貸す用意がありますと書いてありますということでもいいでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） これは国のほうに申請するための、あれ何ていうんだっけ、準備書だっけ、何ていうんだっけ、あの書類をつくるための、言ってみればその調査なりをするために貸してほしいということの内容ですので、それはいいと。ただし、さっき言ったように、賃貸義務は負いませんよと、こういうふうにしてありますので、決して大内議員が心配されているようなものではないというふうに私は考えております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 一時期だけ調査のために貸すという内容ではありません。証明者は依頼人に対して賃貸する用意があることを証明しますという文章です。この賃貸証明書の中身について私は聞いてます。土地を貸す用意がありますということがまず一番最初に明記されているということは、認めていただいていた方がいいでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いずれそういう私が思った、さっき言ったようなことでの貸したということにはなりますけれども、この文書によって賃貸義務は負うものではありませんよと、こういうふうにしっかり言ってますのでね、これは生きているというふうに思ってますから、そこまで心配されるものでもないし、それから直接町の土地については、貸すことはできませんということは申し伝えております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 心配しているわけではなくて、まず事実を確認してるんですけれども、では、この賃貸証明書は誰に対して、どこに対して出されたものでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

- 町長（早坂利悦君） グリーンパワーインベストメントのほうに出したということですね。
- 議長（中山 哲君） 大内直子議員。
- 1番（大内直子君） 色麻町は事業者に頼まれて、この賃貸証明書を出しました。そして事業者はこれを国、経済産業省に出して、固定価格買取制度の認定をもらいました。この賃貸証明書は取り消されていないので、今現在の経済産業省の認識としては、色麻町は土地を貸していると考えている、そういうことだと思います。この賃貸証明書は、町民には公開されていません。議会にも公開されていません。この非公開の文書の中で事業者と国に対して土地を貸す用意があると明記しているのに、議会と町民に対しては、風力発電に土地は貸さないと言っていると。明らかに矛盾してますよね。町長が白紙撤回を表明して土地を貸さないと明言されてからは、よかったねと喜ぶ町民の声を私はたくさん聞きました。でも、実は町民の見えないところで事業者と国に土地を貸す用意があるという公文書を出していた。そして、それは取り消されていない。これは町民の、町への信頼に背く行為ではないでしょうか。いかがでしょうか。
- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） この賃貸証明書の中で、今、前段にそういう内容はありますけれども、この証明書は賃貸義務を負うものではありませんと、こういうふうにもきちんと文章でうたってありますよね。確認してますよね。私はそのように思っていますので、そして、さらに町の土地は貸すことはできませんということも申し添えておりますので、町の土地に建つことはないというふうに思っております。
- 議長（中山 哲君） 大内直子議員。
- 1番（大内直子君） 町長が思っても、実際に町長の判こがついた文書が国に届いていて、土地を貸しているという内容であり、それは取り消されていません。ここで何を言おうと、客観的に見れば、色麻町は土地を貸してもいいということを考えていて、国はそれを基に固定価格買取制度を認可しているという状態だと思うんですが、いかがですか。
- 議長（中山 哲君） 町長。
- 町長（早坂利悦君） 国の状況は分かりませんが、私としては、あくまでもこの証明書はさっき申し上げたとおりのものですよと、義務は負いませんよと、こういうふうにしておりますので、町の土地は貸すことはしませんと、こういうことで理解していただければと思います。
- 議長（中山 哲君） 大内直子議員。
- 1番（大内直子君） 国の状態を分からないという、この手続を全く理解してないかのようなお話だったのは非常にびっくりなんですけれども、ちょっともう一つお聞きしたいことがあります。

前回の3月会議のときに、これ断ったらば訴訟を起こされて色麻町負けますよという意味のことをおっしゃったと思うんですが、訴訟を起こされるとしたらば誰からどのよ

うに訴えられる可能性があるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 許認可については、これは町も県もないわけですね、国の許認可事務ですので。ですから、国の許認可をそのことで判断することについては、私は分かりませんということです。こういう条件があって認可したものだか、場所がふさわしいということで認可したものだか、いわゆるそういうことの認可を下ろしたことについては、あくまでも国のほうの権限でありますので、それは分かりかねます。

それからこの問題について、訴訟について言ったか、言わねえか、後で確認しなくちゃなりませんけれども、私としてはこの証明書については義務は負えないと、義務は負うものではありませんと、しっかりとそういうふうに出ていますのでね、それは生きるものだと思っています。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 私もそう思います。ですからどこから、訴えられるということはそもそもないと思いますし、訴えられても何の心配もないと思います。

では、2番目の質問に行きたいと思います。

町からの事業白紙撤回の要請に対する事業者の回答について、内容をお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 内容ということですので、少し長くなりますが、令和5年2月6日に株式会社グリーンパワーインベストメント社の取締役副社長、事業開発本部の社員3名が来庁されました。町長室において、私、副町長、町民生活課長の出席の下で事業の白紙撤回を要請したところでございました。

要請の具体的な内容ということになりますと、町から要請に先んじて（仮称）ウィンドファーム八森山風力発電事業については、色麻町の住民団体から町議会に対し、白紙撤回を求める請願書が提出をされ、町議会が請願を採択をし、町議会から町に対し強く要請するように求められていること、また、再生可能エネルギー事業は、自然環境の保全と地域住民等の意向を踏まえた生活環境との調和の取れた計画が前提であって、八森山風力発電事業は景観の悪化、災害の誘発、健康被害の懸念は払拭されず、地域住民の理解が得られていないことから、県においても計画に反対するように宮城県知事に要望しているこのなどの要請に至るまでの経緯を説明をいたしました。その上で、風力発電事業における林地開発及び風車建設と稼働によって懸念される山地災害、健康被害、自然景観の阻害、動植物の多様性への影響、地下水の水質変化など、地域住民の不安は払拭されておらず、合意が得られていない状況にあって、町としては町民に豊かな恵みと潤いを与えてくれる自然環境や景観、貴重な資源を失うことは極めて不本意であり、色麻町の未来の人たちが安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めるためにも、ウィンドファーム八森山風力発電事業計画については反対でありますと、ですので、風力発電計画の白紙撤回を求めるものでありますと、こういうことであります。

この要請に対しまして株式会社グリーンパワーインベストメント社からは、真摯に受

け止め地域の皆様に御理解いただけるように引き続き努力をしたいと、こういう回答ではございました。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） このグリーンパワーインベストメント社の回答ですね、真摯に受け止め地域の皆様に御理解いただけるよう引き続き努力したいというこの回答を分かりやすい日本語に直すと、事業者は町長に何と返事をしたのか、町長はどのように受け取ったのでしょうか。事業者はやると言っているのか、やめると言っているのか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 色麻の町の土地は貸さないということはさっき言ったとおりでありますのでね、色麻の土地以外にそういう用地があれば、それはやるかもしれません。ただ、それは町にとって、例えば民有地であったりね、あるいは八森山に計画された分については、色麻町だけがそのエリアに入るわけでありませんので、あるいは加美町のほうへ建てるかもしれませんから、それは会社のほうの意向だろうというふうに、そういう受け止め方をさせていただきました。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） グリーンパワーインベストメント社が国から認定を受けているのは、色麻町の小栗山、平沢地区の4筆に関してです。新たに認定を受けるとすれば、年々買取価格下がっているんで、また低い価格になってしまいます。今、認定されているところまでできるだけ事業をやりたいと考えているはずなんです。この文章ですね、真摯に受け止め地域の皆様に御理解いただけるよう引き続き努力したいというこの文章には、何を努力するのかという目的語が省略されてるんですね。何を地域の皆様に理解してほしいのか。言葉を省略するときは、省略しても推測がつくときに省略されるんですね。そして、引き続き努力したいとありますから、これまでやってきたことの引き続きなんですよね。そうすると、風力発電事業を地域の皆様に御理解いただけるよう引き続き努力したいと、そういう意味だと私は思います。非常にやる気満々の答えだなと思ったんですが、町長はいかがでしょう。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） ですから、今、回答を申し上げたとおりで、やる気はないとは思いません。ただし民有地だってあるし、それから色麻町以外の土地もあるわけですので、そのことについては考えはどうだか、それは分かりません。町の土地としてはあくまでも貸せないと、こういうことで私としてはそういう捉え方をしております。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） はい。以上で私の2つの質問は終わったんですけれども、最後に感想を述べたいと思います。

先ほどの事業者の回答のやり取りで感じたんですけれども、事業者が何を考えているのか。

○議長（中山 哲君） 大内議員。一般質問です。感想は要らない。

○1番（大内直子君） 感想というか、それに対する町長のコメントを求めたいんですけども。

○議長（中山 哲君） 終わってないっていうことだよ。はい、どうぞ。

○1番（大内直子君） 分かりました、質問をします。

この事業者の回答とのやり取りなんですけれども、事業者が何を考えているのか、町に対して何と回答したのかを正確に読み取っていないなと感じました。それが、読み取る力がないのか、あるいは見て見ぬふりをしているのかは分かりませんが、どちらにしても問題があると思います。現在、問題になっている土地について考えなければならないのに、ほかの民有地について考えるかもしれないというのは、話をずらしていることにしかならないと思います。

それからもう一つ、国が決めることだからというのは、町長が再三おっしゃることですけれども、例えば八森山の今の計画の場合、国が認定するのは、八森山の土地を色麻町が賃貸証明書で貸しますよと約束したから認定するんです。町が賃貸証明書を出さなければ、国は認定しないんです。つまり、八森山風力発電事業に関しては、色麻町長が鍵を握っている。町長次第です。でも、そういう力関係を色麻町は見極められていない、あるいは力関係を見極めて、状況を冷静に分析するという仕事が色麻町ではできていないと感じています。これができないのか、あえてやらないのかは分かりませんが、どちらにしても問題だと思います。

そして3点目、白紙撤回、土地は貸さないと町民に向かって名言しています。でも、町民に非公開の公文書の中で、事業者と国に対して土地を貸す用意があると言ってます。先ほどこれに関して私は町民の信頼に背く行為という言い方をしましたが、これを漢字の四字熟語で言えば背信行為となります。客観的に見て白紙撤回表明後の一連の過程は町民への背信行為と言わざるを得ないと私は感じるんですけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 背信行為とまで言われては、ちょっとこれはいかなものかですけれどもね。会社のほうで何をどのように考えているかは、それは分かりません。腹の中まで私は見えませんから、それは分かりません。ただ、私としてできるのは、町有地をどうするかでしょう。町有地を貸さないとということで、それで駄目なんですか。それが背信行為と言われれば、これはいかなものかですよ。それ以上の権限、私にあるんでしょうかね。そして、今このグリーンパワーインベストメントはね、どこに建てるのかということは示してますか。示してないでしょう。どこに建てつか分かんないのに、何をどういうふうに私が判断すればいいんですか。あくまでも私は、町有地は貸せませんからねと、これしか言えないでしょう、どこに建つか分かんないんだから。もしかして民有地にもし建つとすれば、それは私の範疇ではないですよ、その人の権限ですから。あるいは町の中に、町の境界と町の処分の中に、全部が色麻町の土地でないですよ。分かってますよね。そのことまでをね、私はそこまでは言及できませんからね。あくまで

も私の権限は色麻町の土地をどうするかだけでしょう。それだけの話ですよ。それを背信行為ということで言われては、それはいかがなものかですよ。これはこれからどう展開するか分かりませんが、会社のほうで具体的にどこにどうするか、それは分かりませんが、これから明らかになった時点でさらに判断はしますけれども、今の段階で背信行為はないと思いますよ。取り消してできませんか。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 民有地の話は、ここでは関係ありません。グリーンパワーインベストメント社が今求めているのは、色麻町の町有地を貸してほしいということで、国から認定を受けているのもその部分です。ですから、まずその部分の話ということでまず話を進めたいと思います。

町長は土地を貸さないと何度も何度も言ってます。でも、国に対しては、先ほど来言っているように、町長の公の判こをついた公文書で貸す用意がありますという文書を出しているんですよ。経産省の役人は町長が議会で何を言ったか、県庁に行って何を言ったかということは何も聞いてないだろうし、関心もないだろうと思います。経産省の役人が一番大事にしてるのは、町長の判こがついた公文書だけだと思います。それが色麻町の意味を表す一番の公の文書です。そこに色麻町は土地を貸す用意があるということが載ってるわけです。それを取り消さないで、取り消さないということに非常にこだわってきていながら、土地を貸さないということを言っているというのは矛盾してるんじゃないですかということをお聞きしたいです。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） その公文書の中に、ですから、これは公文書の中にね、この証明書については、賃貸義務は負いませんって書いてますでしょう。駄目ですかね。駄目でしょうか。私は義務は負いませんということですので、それはそれで効力ないですか。私はそういうふうに捉えていますので、別にどういうふうに発展するか分かりませんが、私としてはそういう思いですので、決して町民の皆さんをごまかそうと思ってやっているわけでもございませんし、今言ったように、町有地は貸しませんということに間違いはございません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） 義務を負わないということは、もちろん大前提なわけですね、これ契約書じゃないし。でも、賃貸する用意があることを証明しますって書いてあるんですよ。これをなぜ取り消さないことにこだわるんですか。それと、国では賃貸する用意があることを証明しますという書類をもってこれを認めてるんですよ、この計画を。これを取り消さないことには、この計画は止まらないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 何回もこれ繰り返しですからどうにもなりませんけれども、あくまでも賃貸証明書ということで出したものの中に、この賃貸義務は負うものではありません。

せんと、こういうふうにしっかり書いてますでしょう。それで駄目ですかね。確かにそれは調査をしたり、あるいはこのところに考えていたんだということでの証明書、いわゆるその調査する場所を借りなければ駄目だということでの、多分そういう証明書お願いは来たと思うんですよ。けども、最終的には義務は負いませんよと、こういうふうにしてますので、そしてはっきり私の口からも町有地は貸しませんと言ってますから、これでいいんじゃないですかね。この辺は見解が違うんでしょうからですけども、これを取り消すということになれば、どういうふうに展開するか、それはちょっと調べないと分かりませんが、裁判沙汰になるものだから何だか分かりませんが、そこまでの考えはないということです。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） やはりここで裁判ということが出てきましたけれども、これを取り消したらば裁判になりますか。賃貸義務を負うものではありませんと明記しているのに裁判になるということは、私はあり得ないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） まず、一般的な行政の事務の流れをちょっと説明させていただきます。

まず、グリーンパワーインベストメント社は、まず、その開発をするに当たってその経産省の認可が必要です。先ほど言ったようにFIT関係の認可が必要で、それがその賃貸証明書がないと認可が下りないということになります。それはそのグリーンパワーインベストメント社がちゃんと再生可能エネルギー特別措置法にのっとって、その権利を粛々とやって、それでFITの認定をもらいました。それで、その先ほどから言っているように、色麻町はあくまでも依頼人に対して賃貸する用意があることを証明いたします。ただし、義務を負うものではありませんということになってますので、賃貸する用意があるということだけであって、それがあったからといって事業を進めるものでも、事業は進めるんですけども、最終的に色麻町がその土地を貸すということにはなりません。

それで、その辺についてですね、昨年議会のほうで特別委員会が開催されました。そのときにですね、業者、グリーンパワーインベストメント社が来まして、ヒアリングを行いました。それで議会のほうからの最終報告書を頂いたんですけども、それを見ますと、そのヒアリングの中で、町から発行された用地の賃貸証明書の効力についてということで、その特別委員会の委員の方からその会社のほうにその賃貸証明書の効力があるかということで御質問がありました。それに対して事業者は、賃貸証明書で事業はできない、改めて町との土地契約が必要となり、町が貸さないとすれば事業ができなくなる。最終的に契約をしなかったとしても賠償を請求することはないというふうに事業者は言っております。ということで、事業者自身がこの賃貸証明書で実際に計画は進めたとしても、実際に事業に着手することは、色麻町と土地契約を結ばない限りは色麻町の土地で事業は進めれないというふうに認識しております。それを、それでそのFIT申請を

したんですけども、もし町がですね、その賃貸証明書を無理やり取り消そうとすることになると、これ行政のほうなんですけども、先ほど回答にも書いてありましたが、行政手続法に定める不利益処分に該当するために、その事業者のほうに町から発行した賃貸証明書を取り消すこととなりますけども、それでいいですかということで、もし町が強制的にそれを取り消そうとすれば、そういう行政手続法に基づいて相手に周知しなければなりません。ただ、それが相手は法律に基づいて何の問題もなく事業を進めてきましたので、それを取り消すには、それなりのこちらとしては理由を用意しなければならないんですけども、今のところそういう理由というのは見当たらないような状況になりますし、大分手間暇もかかります。そういうことで、一応そういう事務の手続がございませう。

それから、事業者がちゃんとその賃貸証明書では事業ができないということで理解をしているということで、まずそこで御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、損害賠償で訴えられるということはないということですよね。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） ちょっと何とも分からないんですけども、逆にその賃貸証明書を無理やり町で取り消そうとすれば、今のような行政手続が発生してきます。それでも行政、それができたとすれば、その会社がFITの申請を認可できたのが、町が無理やり取り消したことによってFIT申請がなくなります、あちらの事業者は。そうすると、FIT申請認可を受けてから今までの調査費とかなんとかがもう駄目になってしまうので、今までのかかった調査費を逆に町のほうに請求されるというようなことも考えられます。ただ、それが正確かどうかはちょっと今は分かんないんですけども、もしかしたら逆にそういう意味で損害賠償がされる場合があるかもしれません。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 課長、さすがに私と違ってきちんとした今回答を申し上げたんですけれども、そのことで理解されたかどうか分かりませんが、私に対する背信行為、町民に対する背信行為というのはいかがなんでしょうか。すいません、背信行為ということについては、取り消していただく考えはどうなんでしょうかというのはいかんねえのが。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それは最後に言いたいと思います。

まず、その賃貸証明書を無理やり取り消すことで訴えられる可能性があるんじゃないかということですが、証明書は賃貸義務を負うものではないということがありますので、そこの心配は要らないのではないかと。

もう一つ、その無理やり取り消すとありますが、本当に無理やりなんですか。ここに、

2番目の回答の中に、非常に長い文章にわたって株式会社グリーンパワーインベストメント社に対して説明をしたと、こういう理由があつて白紙撤回なんだということを、山地災害とか健康被害、自然景観の阻害、動植物多様性への影響、地下水の水質変化等々、いろいろな理由があつて土地を貸せないんだということがたっぷり書いてあるのに、理由いっぱいあるんじゃないんですか。無理やりではないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） どういうことであっても、これは会社のほうの考えですからね。会社のほうで損害賠償をするかしないかは分かりません。どういう内容であつて、それは今言ったように、大内議員はそういう捉え方だからしないでしょうとは言つたって、会社のほうではどうするかについては、定かではございません。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） では、簡単に言いますと、会社から損害賠償を、訴えられるかもしれないので、賃貸証明書の撤回はしないということになりますか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（高橋正彦君） お答えいたします。

そうではなくて、取り消さなくても事業者は事業を続けられないということになります。町が土地を貸さなければ、その賃貸証明書があつても事業者は事業を進められない、ただそれだけです。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 大内直子議員。

○1番（大内直子君） それでは、賃貸証明書を取り消さないということには変わらないわけですね。そうすると、賃貸証明書は最後まで生きているということにはなります。この最後まで生きているという状態が果たして大丈夫なのかというふうには、私は感じます。

先ほどの背信行為という言葉ですけれども、町民が町民に公に土地を貸さないと言っている状態の中で、賃貸証明書が生きてるという状態は、私はどうなのかということには変わりありません。ただ、背信行為という言葉が非常にきついことであるならば、その言葉自体は取り消したいと思います。しかし。（「取り消す場合は、陳謝」の声あり）申し訳ありませんでした。ただ。（「時間」の声あり）

○議長（中山 哲君） 大内直子議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、会議時間は午後5時までとなっておりますので、残りの一般質問は明日にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

○1番（大内直子君） もう終わりますので、いいですか。

○議長（中山 哲君） ああ、そうですか、はい。

○1番（大内直子君） 以上で一般質問は終わりますけれども、納得できないものはあります。なぜ取り消せないのかということはありませんけれども、取りあえず今回はこれで

終わりにしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 以上で、1番大内直子議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

午後4時58分 延会
